

令和4年度
自己点検評価書

令和 5 (2022) 年 6月
宝塚医療大学

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 宝塚医療大学の建学の精神・基本理念

宝塚医療大学（以下、「本学」という。）の設置法人は、「学校法人平成医療学園」（以下、「本学園」という。）であり、他の併設校としては、「平成医療学園専門学校」、「横浜医療専門学校」、「なにわ歯科衛生専門学校」、「名古屋平成看護医療専門学校」、「日本総合医療専門学校」、「和歌山看護専門学校」、「福島医療専門学校」がある。

本学園は、平成12（2000）年4月に「全国柔整鍼灸協同組合」が母体となり、柔道整復、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧の施術を行っている治療家たちが、「自らの後継者を自らの手で育てよう」という理念に基づき、厚生大臣（現：厚生労働大臣）から柔道整復師養成施設の認可を受け、「平成柔道整復専門学院」を開設したことに始まる。

平成13（2001）年に大阪府知事から準学校法人の認可を受け、本学園が発足し、「学校法人平成医療学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）において、本学園の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有徳の人材を育成することを目的とする。」と定めている。

本学の建学の精神は、本学園の目的を踏まえ、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する。」としている。この建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を持ち、高い創造力や問題解決能力を有し、積極的に研究活動に取り組む人材を育成することを基本理念としている。

2. 本学の使命・目的

本学は、平成23（2011）年4月に開学し、医療保健分野の高度な専門的知識と実践的技術を身につけた医療専門職（理学療法士、作業療法士、看護師、柔道整復師、鍼灸師及び歯科衛生士）の養成を図るとともに、積極的に学問体系を捉え、真に臨床で必要とされる課題に対し、科学的視点に立った研究能力を有する人材の養成を図り、医療、保健、健康、福祉の発展に寄与することを主な使命・目的としている。

(1) 教育目標

本学においては、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する。」の建学の精神に則り、豊かな人間性と幅広い教養、高い倫理観とコミュニケーション能力、理論的思考力、研究する旺盛な意識を持った医療専門職の育成を目指すことを教育目標としている。

教育目標を達成するため、次の教育を行う。

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性を身につけるための教養教育を行う。
2. 医療専門職として必要不可欠な基礎・臨床医学の知識を修得するための専門基礎教育を行う。
3. 専門分野についての理解を深めるとともに、医療現場での実践能力を備え、さらに、科学的視点に立った研究の素養を身につけるための教育を行う。

(2) 本学の建学の精神・基本理念の情報公開

本学の建学の精神、教育研究上の目的・教育理念、各学科の特色、育成する人材像については、学校教育法施行規則第172条の2第1項の規定に基づき「大学ホームページ」において建学の精神、教育目標を公開するとともに、教育情報公表のページを設け、教育研究上の目的等を公開し、当該情報公開ページにおいて、大学設置時の「設置認可申請書」を併せて掲載している。また、建学の精神等について学生便覧に掲載し、学生への周知を図っている。

建学の精神は、校舎の各所（本部・図書館棟 1F、講義棟 1F、宝塚医療大学附属図書館）に掲示し、周知している。

和歌山キャンパスにおいては、エントランス1F、エレベーターホール1F、大講義室入り口

5Fにそれぞれ掲示し、周知している。

また、大学ポートレート（私学版）においても、建学の精神や本学の学びの特色、取り組み等について情報の公開を行っている。

(3) 学章

本学の学章は、中心の円を四つの弧が取り囲む形となっている。

この意匠は、「仁」を中心に置き、その周りを「義」、「礼」、「智」、「信」の四つの徳が取り囲み、一体となり、人間として完成した姿を現す。

「仁」、「義」、「礼」、「智」、「信」の五つの徳は、儒教において「五常」と呼ばれその重要性が説かれている。「五常」の中心となるのが「仁」であり、思いやりの心を持ち、正しく礼儀を行うことであるとされる。

昔から「医は仁術」といわれるのは、医療とは「仁」に基づき人を助ける術であると考えられているからであり、医療に携わる者は、何よりも思いやりの心を持つこと、私心を持たない行いをすることが求められることを表している。

本学の学章は、この古代中国から連綿と続く人間の理想の姿を円と円弧で表し、その中心に「大学」を置くことで、優れた医療人を育成するという大学の目的を表している。

このことは、本学の建学の理念である「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」という言葉につながっている。

学章及び「建学の理念」掲示状況



(学章)



(講義棟 1階 ホール)
宝塚キャンパス

3. 本学の個性・特色

本学の主たる個性・特色は、第一に、学園設立時の「自らの後継者を自らの手で育成しよう」という理念に則り、医療系専門職を養成する学部・学科を設置していることにある。特に「柔道整復学科」及び「鍼灸学科」は、兵庫県下に当該学科を持つ大学は本学のみであり、我が国の伝統医療を学ぶことができる学科を持つことは、社会的評価につながるものとする。

第二に、少人数での教育を実施していることである。本学では、医療系の技術を学ぶための実技科目等については、30人から40人を一クラスとした授業を実施している。また、クラス担任及びメンター制を導入し、教員が学生一人ひとりと向き合い、オフィスアワー等をとおして、きめ細かな教育を行っている。

第三に、社会貢献に努めていることが挙げられる。宝塚医療大学附属治療院では、柔道整復と鍼灸の治療を提供しており、近隣住民の健康維持・促進に貢献している。また、大学施設の開放など、大学の持つ資源を有効に活用している。令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実施を見合わせたが、令和4（2022）年度は、宝塚キャンパスでは、公開講座（4講座）を実施し、81名の参加があった。和歌山キャンパスにおいても公開講座を実施し、2講座で延べ82名の参加があった。

平成29（2017）年度4月に、兵庫県川西市との包括的な協力協定を締結し、地域と連携し、地域の課題解決に資するための取り組みを強化している。平成29年10月から、大阪市東淀川区で「宝塚医療大学附属介護ステーション」を開設し、近隣住民に対して機能訓練に特化した通所介護サービスを提供するとともに、本学卒業生が将来介護分野への就業を希望する際のパイロットケースとして、各学科の実習施設としての機能を有している。また、平成30（2018）年1月に、企業主導型保育園を阪急川西能勢口駅に隣接する商業施設内に附属保育園として開設し、地域の待機児童問題の解決にも貢献している。

また、保険医療学部では令和5（2023）年度から、新たに口腔保健学科を設置し、保健医療分野における教育研究を一層推進する。

和歌山キャンパスは、和歌山県で唯一のリハビリテーション専門職を養成する大学として、和歌山県の誘致を受けて設置した学部であり、地域社会からの期待が大きく、若年人口の流出防止の面でも地域に貢献している。また、県や市と連携し、街の賑わいを取り戻す活動などの地域貢献活動に取り組んでいる。和歌山保健医療学部では、令和4年度から新たに看護学科（入学定員50名）を設置し、さらなる教育の充実を図っている。

本学の教育上の特色としては、充実した教育課程を整備し、学生のモチベーションを高めるための教授方法を確立する。エビデンスに基づいた専門的知識と実践技術を修得させ、真に臨床で必要とされる課題に対し積極的に学問体系を捉え、的確に判断する能力を有する医療専門職の養成を図るとともに、今後の我が国の医療の充実・向上に貢献できる後継者を育成することにより我が国の医療、保健、健康、福祉の発展に寄与することにある。

以下に本学の教育上の特色を示す。

保健医療学部

本学部においては、急速な高齢化社会の到来と生活習慣病の増加等に伴う疾病構造の変化に対応するため、医療技術分野の学問の体系化を図り、より高い資質の臨床家、教育者及び研究者を養成することとしている。

また、運動、心理、栄養及び保健・医療などの多様な分野を横断的に探求し、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解とそれに伴う合理的かつ的確な運動の実践能力を修得し、子どもから高齢者にいたる人々の健康増進や、心身の健康の改善を含めたQOL（Quality of Life）の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活の実現に貢献できる感性が豊かで健康を支援することのできる人材の養成に努めている。

（1）理学療法学科

本学科においては、資質の高い技術と応用能力を有し、人間性豊かで患者から信頼され、医師を始めとした関連医療職と連携・協力し治療ができる理学療法士のみならず、要介護高齢者や障害者の理学療法、発達に障害のある者、健常者に対する疾病予防処置などにも対応できる高度な医療専門技術者としての理学療法士を養成している。

（2）柔道整復学科

本学科においては、柔術を起源とする伝統的な柔道整復療法に近代医学の知識、技術を取り入れ、高齢者や障害者から信頼される柔道整復師の養成のみならず、地域医療の発展に寄与するオピニオンリーダーやスポーツ現場での傷害予防や治療等に貢献できる柔道整復師を養成する。さらに、骨折・脱臼・捻挫・挫傷・打撲などの治療と予防等について、エビデンスに基づいた治療方法や治療結果を確立できる能力を有する柔道整復師を養成している。

（3）鍼灸学科

本学科においては、東洋哲学・東洋医学の生体観に関する豊かな知識と確かな技術と近代医学のエビデンスに基づく知識・技術を修得し、病気治療のみならず、体調を維持・管理し、病気予防、健康増進も含めた包括的ケアが行える鍼灸師を養成している。

(4) 口腔保健学科

本学科においては、歯科界のみならず、医科や保健・福祉の分野からも歯科衛生士の貢献が求められるようになってきた。このように、従前よりもはるかに幅広い学びが求められるようになったことから、医療・保健・福祉関係者のみならず、サービスを受ける国民にも貢献できる歯科衛生士を養成している。

(5) 教員養成課程

本学においては、人体の構造や機能の基礎知識としての解剖学や生理学の基礎理論とバイオメカニクスの（形態学＝解剖学、機能学＝生理学）な裏付けの基に確かなスポーツ指導を行うとともに、外傷等の緊急時に適確に対応するために必要とする応急処置や救急措置等の知識や技術を身につけ、地域社会の健康管理に貢献できる教員の養成、また、学校教育現場での傷害やケガの発生防止に対する良き教員として、学校教育現場の健康管理及び安全管理の一翼を担う教員養成を図るため、高等学校教諭1種免許（保健体育）の免許状が取得できるよう、保健医療学部柔道整復学科、鍼灸学科において教職免許課程を置いていた。

近年、中学校教諭1種免許の取得を希望する声が多く、また、理学療法学科においても教職免許取得を目指す道筋をつけることを目的として、制度を改め、本学が連携する大学の科目等履修生として通信教育を活用して単位を取得し、本学卒業と同時に中学校教諭1種免許及び高等学校教諭1種免許（いずれも保健体育）の免許取得が出来るよう、協定を締結し、令和2（2020）年から宝塚キャンパスの学生が履修を開始している。令和元（2019）年度入学生からがこの対象となっており、令和4（2022）年度は、一部の過年度生が従前のとおり希望者が高等学校教諭1種免許状（保健体育）取得を目指している。

和歌山保健医療学部でも同制度を利用するため、新たに委員会を設置し、学生への周知及び指導等を行った結果、令和3（2021）年度から受講生を送り出している。

和歌山保健医療学部

本学部では、建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を持ち、高い創造力や問題解決能力を有し、医療・保健・健康・福祉の向上に貢献する医療技術専門職を育成する。すなわち、人間性豊かな幅広い教養、高い倫理観、高い創造性、理論的思考力、問題発見・解決の能力、生涯にわたり学び続ける意思と能力、医療に貢献できる能力、医療事故を防ぐ安全管理能力なども身につけることのできる教育を行い、医療技術専門職として強い使命感と責任感を有し、コミュニケーション能力が高く、患者との間に良好な信頼関係が樹立できる能力を持ち、さらに、医療チームの一員として他職と協働しながら、地域医療への貢献をとおして地方創生に資することができる者の養成に努めている。

(1) リハビリテーション学科

本学科においては、センサー技術やIT技術を活用できる高度専門職業人（リハビリテーション専門職）を養成し、最新の技術、知識を地域に還元し、地域におけるリハビリテーションに関する専門知識と技術を身につけると共に、そこからさらに踏み込んだ「治療」ができるセラピストから「治療とプロモーション」ができるセラピストとしての理学療法士、作業療法士を養成している。

(2) 看護学科

本学科においては、人間性豊かな幅広い教養、生命を尊重する高い倫理観、高い創造性、論理的思考力、問題発見・解決の能力、強い使命感と責任感を有し生涯にわたり学び続ける意思と能力を持った看護職者を養成すること、またその養成を通じて、医療チームの一員として他職と協働しながら、医療・保健・健康・福祉の向上及び地域医療への貢献に資することとすることを教育上の目的としている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学園の沿革

2000(平成12)年 4月	厚生大臣から柔道整復師養成施設の認可を受け、「平成柔道整復専門学院」を開設
2001(平成13)年 4月	大阪府知事から準学校法人の認可を受け、併せて、「平成柔道整復専門学院」を「平成医療学園専門学校」に名称変更
2002(平成14)年 4月	「平成医療学園専門学校」に鍼灸師科を設置
2003(平成15)年 4月	「平成スポーツトレーナー専門学校」開設
2005(平成17)年 4月	「横浜医療専門学院」開設
2006(平成18)年 4月	「平成医療学園専門学校」に東洋療法教員養成学科を設置
2007(平成19)年 4月	「横浜医療専門学院」を「横浜医療専門学校」に名称変更
2009(平成21)年 4月	「大阪産業大学附属歯科衛生士学院専門学校」を学校法人大阪産業大学から経営移管、校名を「なにわ歯科衛生専門学校」に名称変更
2010(平成22)年 3月	「平成スポーツトレーナー専門学校」廃校
2010(平成22)年 10月	文部科学大臣から「宝塚医療大学」設置認可
2011(平成23)年 4月	「宝塚医療大学」開学
2014(平成26)年 4月	「平成医療学園専門学校」に文化・教養専門課程日本語学科を設置
2019(平成31)年 4月	「宝塚医療大学」に留学生別科を設置 「平成医療学園専門学校」に文化・教養専門課程応用日本語学科を設置 「横浜医療専門学校」に文化・教養専門課程日本語学科を設置 「トライデントスポーツ医療看護専門学校」を学校法人河合塾学園から経営移管、校名を「名古屋平成看護医療専門学校」に名称変更
2020(令和2)年 4月	「宝塚医療大学」に和歌山保健医療学部、介護福祉別科を設置 「日本総合医療専門学校」を学校法人日本医科学総合学院から経営移管。
2021(令和3)年 4月	「和歌山看護専門学校」を公益社団法人和歌山県病院協会から経営移管
2022(令和4)年 4月	「宝塚医療大学」に和歌山保健医療学部看護学科及び社会福祉士養成課程(通信制)を開設
2023(令和5)年 4月	「宝塚医療大学」保健医療学部に口腔保健学科を設置 「日本総合医療専門学校」に鍼灸学科を開設 「福島医療専門学校」を学校法人福寿会との合併により開設

2. 本学の現況

- ・大学名 宝塚医療大学
- ・所在地 宝塚キャンパス 〒666-0162 兵庫県宝塚市花屋敷緑ガ丘 1
和歌山キャンパス 〒640-8392 和歌山県和歌山市中之島 2252
- ・学部構成 保健医療学部 理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科、口腔保健学科
和歌山保健医療学部 リハビリテーション学科
理学療法学専攻・作業療法学専攻
看護学科

・学生数、教員数、職員数

(1) 学生数 (令和5年5月1日現在) (単位:名)

保健医療学部	入学定員	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
理学療法学科	70	65	67	70	55	257
柔道整復学科	60	58	57	63	60	238
鍼灸学科	30	24	38	19	26	107
口腔保健学科	64	8	—	—	—	8
合計	224	155	162	152	141	610
和歌山保健医療学部	入学定員	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
リハビリテーション学科	100	92	102	91	86	371
看護学科	50	53	56	—	—	109
合計	150	145	158	91	86	480
総計	374	300	320	243	227	1,090

*和歌山保健医療学部看護学科は令和4(2022)年度開設 *休学者を含む

(2) 教員数 (令和5年5月1日現在) (単位:名)

保健医療学部	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
理学療法学科	7	3	3	2	2	17
柔道整復学科	5	3	3	3	1	15
鍼灸学科	10	1	3	1	0	15
口腔保健学科	4	2	1	0	0	7
社会福祉士養成課程	1	0	1	0	0	2
別科	2	0	6	0	0	8
合計	29	9	17	6	3	64
和歌山保健医療学部	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
リハビリテーション学科	8	3	5	7	0	23
看護学科	7	3	3	4	3	20
合計	15	6	8	11	3	43
総計	44	15	25	17	6	107

(3) 職員数 (令和5年5月1日現在) (単位:名)

保健医療学部	専任職員	非常勤職員	合計
保健医療学部	24	23	47
別科	3	1	4
和歌山保健医療学部	専任職員	非常勤職員	合計
和歌山保健医療学部	11	1	12

Ⅲ. 基準に基づく自己評価基準 1. 使命・目的等

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、本学の使命・目的を、建学の精神及び教育上の理念によって示している。

寄附行為において本学園の目的を定めており、本学の建学の精神は、「宝塚医療大学学則」（以下、「学則」という。）において、「教育基本法及び学校教育法に則り、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を理念として、広く一般教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成する」とことと定めている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目標は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」及び「基準 1. 1-1-①」で述べたとおり、学則、学生便覧に明記するとともに、「大学ホームページ」等により簡易な表現で社会にも周知している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、医療系に集中した学部構成であることが挙げられる。設置する2学部のいずれも医療専門職を養成するものである。保健医療学部においては、柔道整復学科、鍼灸学科の2学科が、我が国の伝統医療を学べる兵庫県内では唯一の学科であることも特色と言える。また、本学の設置母体が業界関連団体であることから、開設時から、産学が連携した大学である。

これらの個性・特色は、「大学ホームページ」及び大学の案内（パンフレット）等により明示している。

1-1-④ 変化への対応

本学は、開設時から、医療専門職を養成する大学として優れた理学療法士、柔道整復師、はり師、きゅう師の国家資格を取得した人材を、社会に送り出すことに努めてきた。

令和2（2020）年度からは、和歌山保健医療学部を設置し、理学療法士及び作業療法士の養成を行うと共に、医療と福祉、健康との連携を見据え、大阪豊崎キャンパスにおいて介護福祉別科を設置し、新たに介護福祉士養成を始めている。また、留学生別科を設置すると共に、介護福祉別科では積極的に留学生の受入を行い、国際化への対応も行っている。

令和4（2022）年4月に、和歌山保健医療学部新たに看護学科を設置し、地域の医療・福祉に貢献する人材の養成に努めている。また、令和5（2023）年に保健医療学部新たに口腔保健学科を設置した。

なお、令和4（2022）年4月から社会福祉士養成機関の設置を行い、医療、福祉に関する教育体制の充実に努めている。

これらに加え、新たに「観光学部観光学科」を令和6（2024）年度から開設するべく、文部科学省に設置認可申請書を提出した。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学長は、全学研修会及び年度初めに開催される教授会において、また、学科長は、各学科において年度初めに開催される第1回学科会議において、本学の使命・目的及び教育目標について説明し、教員の理解と支持を得ている。

学長企画調整会議には、常勤監事、常務理事、法人事務局長がほぼ毎回陪席し、大学の運営について共通理解を図っている。

また、事務局においては、学長企画調整会議、教授会の資料等の情報を共有している。当該会議での決定事項は、各課でのミーティングで共有され、毎朝職員が持ち回りで司会を担当し実施している朝礼において、実施状況等が報告されている。なお、事務局の朝礼には、原則として統括長（大学担当理事）が毎回参加している。

1-2-② 学内外への周知

「大学ホームページ」、「Campus Guide 2024」、学生便覧、入学試験要項、大学ポータル（私学版）等により学内外に周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、「中期計画」を平成28（2016）年度に、具体的に策定した。

「中期計画」は、役員だけでなく、各学科長及び事務局各課の課長、職員にも広く意見を求めた上で、学長企画調整会議を中心に協議を行い、原案を作成した。当該原案を教授会で意見を聴取した上で理事会の承認を得て策定した。

「中期計画」は、教育の充実、教職員組織の充実、研究推進、学生支援、社会貢献など、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な内容が盛り込まれており、「中期計画」の着実な実行が、本学の「建学の精神」を実現することに繋がるよう作成されている。

令和2年4月1日施行の改正私立学校法では、学校法人において中期計画を作成することが必須となったことから、改めて学園全体で中期計画を作成することが理事会・評議員会において決定された。

これを受け、本学においても学園所定の様式に従い、これまでの中期計画進捗に基づき新たに令和2（2020）年度から5か年の中期計画を作成した。

新たな中期計画の作成に当たり、新学科構想など新たな目標の設定を行うとともに、これまでの取り組みを見直し、学長のリーダーシップの下、全学的な取り組みを整理した。

中期計画の進捗状況については、理事会・評議員会に進捗に関する資料を提出し、他の専門学校と共に、中期計画の進捗について報告し承認を得ている。

今後は、逐次自己点検・評価をとおして中期計画の進捗を確認し、適宜修正を行う。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーについては、学校教育法施行規則の改正に伴い、平成29（2017）年4月から三つのポリシーの公開が義務化されることに対応し、三つのポリシーに一貫性を持たせるため、保健医療学部において、平成28（2016）年度に見直しを行った。

三つのポリシーは、いずれも本学の使命・目的及び教育目的に沿って整理されている。ディプロマ・ポリシーにおいて本学の教育理念・目標を達成することを目的とすることが明確に示され、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の内容をカリキュラム・ポリシーで示している。そして、アドミッション・ポリシーにおいてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを達成するためにふさわしい人物像を示している。

このように、本学の三つのポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を具体的に反映しており、一貫している。

令和2（2020）年度開設の和歌山保健医療学部リハビリテーション学科においては、既存の保健医療学部の三つのポリシーを参考に、本学の使命・目的及び教育目的に沿って新たに作成した。令和4（2022）年度開設の和歌山保健医療学部看護学科においては、和歌山保健医療学部リハビリテーション学科を参考に、新たに作成した。

本学の定める三つのポリシーの内容は、以下のとおりである。

ディプロマ・ポリシー

本学は、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を教育理念として、豊かな人間性と幅広い教養、コミュニケーション能力、高い倫理観を備え、研究する旺盛な意識と態度、論理的思考力、高い創造性を修得するとともに、高度な専門知識と能力を備えて自ら課題を発見し、その解決に向けて挑戦する心をもった個性的な人材を育てることを理念・目標としている。

本学は、この教育理念・目標を達成するため、学部共通教育（教養教育）、専門基礎教育（基礎医学及び臨床医学教育）、専門教育並びに課外活動を通じて幅広い教育を培うこととして、次のとおりディプロマ・ポリシーを定めている。

本学で授与する学位の名称は、以下のとおりである。

学位の名称

学部	学科	学位
保健医療学部	理学療法学科	学士（保健医療学）
	柔道整復学科	
	鍼灸学科	
	口腔保健学科	学士（口腔保健学）
和歌山保健医療学部	リハビリテーション学科	学士（保健医療学）
	看護学科	学士（看護学）

【保健医療学部】

本学の教育理念・目標を達成するため、学部共通教育（教養教育）、専門基礎教育（基礎医学及び臨床医学の教育）、専門教育を通じて、下記に掲げる幅広い教育を行い、基準となる単位数を修得することを学位授与の要件とする。

<豊かな人間性と高い倫理観>

「多様な文化、思想、歴史及び自然科学に関する幅広い素養」を持ち、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を培う。

<社会の要請に応えうる知識と技術>

学部・学科に関わる職業の現場で要求される専門的な知識と技術に加え、コミュニケーションスキルや、情報処理能力などの社会人としての能力（コンピテンシー）を身につける。

<論理的思考力>

自然や社会の現象を普遍的な尺度や数量的指標を用いて科学的に理解する能力を養う。

<高い創造性と問題解決能力>

思考プロセス（事実の把握、問題点の発見、さらに仮説の検証を自ら行う。）に基づき、自ら筋道を立てて解決策を見出すことができる能力を養う。

【理学療法学科】

- ① 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける。
- ② 理学療法士として必要な医療に関する基礎的知識と社会人として様々な分野で活用できる知識を身につける。
- ③ 理学療法士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける。
- ④ 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養う。評価の方法

評価の方法

- ・それぞれに配置した単位を取得することで①～④の能力を身につけたと判断する。
- ・4年間で卒業に必要な単位数の取得をもって、全てのディプロマ・ポリシーを満たしたと判断し、学位を授与する。

【柔道整復学科】

- ① 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける。
- ② 柔道整復師として必要な医療に関する基礎的知識及び社会人として様々な分野で活躍できる知識を身につける。
- ③ 柔道整復師として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける。

④ 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養う。

評価の方法

- ・それぞれに配置した単位を取得することで①～④の能力を身につけたと判断する。
- ・4年間で卒業に必要な単位数の取得をもって、全てのディプロマ・ポリシーを満たしたと判断し、学位を授与する。

【鍼灸学科】

- ① 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける。
- ② 鍼灸師として必要な東洋医学と西洋医学に関する基礎的知識及び社会人として様々な分野で活用できる知識を身につける。
- ③ 鍼灸師として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける。
- ④ 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養う。評価の方法

評価の方法

- ・それぞれに配置した単位を取得することで①～④の能力を身につけたと判断する。
- ・4年間で卒業に必要な単位数の取得をもって、全てのディプロマ・ポリシーを満たしたと判断し、学位を授与する。

【口腔保健学科】

- ① 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける。
- ② 歯科衛生士として必要な医療に関する基礎的知識及び社会人として様々な分野で活用できる知識を身につける。
- ③ 歯科衛生士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける。
- ④ 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養う。

評価の方法

- ・それぞれに配置した単位を取得することで①～④の能力を身につけたと判断する。
- ・4年間で卒業に必要な単位数の取得をもって、全てのディプロマ・ポリシーを満たしたと判断し、学位を授与する。

【和歌山保健医療学部】

本学の教育理念・目標を達成するため、学部共通教育（教養教育）、専門基礎教育（基礎医学及び臨床医学の教育）専門教育を通じて、下記に掲げる幅広い教育を行い、基準となる単位数を修得することを学位授与の要件とする。

<豊かな人間性と高い倫理観>

「多様な文化、思想、歴史及び自然科学に関する幅広い素養」を持ち、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を培う。

<社会の要請に応えうる知識と技術>

学部・学科に関わる職業の現場で要求される専門的な知識と技術に加え、地域理解、コミュニケーションスキルや、情報処理能力などの社会人としての能力（コンピテンシー）を身につける。

<論理的思考力>

自然や社会の現象を普遍的な尺度や数量的指標を用いて科学的に理解する能力を養う。

<高い創造性と問題解決能力>

思考プロセス（事実の把握、問題点の発見、さらに仮説の検証を自ら行う。）に基づき、

自らすじみちを立てて解決策を見出すことができる能力を養う。

【理学療法学専攻】

- ① 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける。
- ② 理学療法士として必要な医療に関する基礎的知識と社会人として様々な分野で活用できる知識を身につける。
- ③ 理学療法士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける。
- ④ 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養う。
- ⑤ 地域創生に貢献する意欲と能力を養う。

評価の方法

- ・それぞれに配置した単位を取得することで必要な能力を身につけたと判断する。
- ・4年間で卒業に必要な単位数の取得をもって、ディプロマ・ポリシーを満たしたと判断し、学位を授与する。

【作業療法学専攻】

- ① 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける。
- ② 作業療法士として必要な医療に関する基礎的知識と社会人として様々な分野で活用できる知識を身につける。
- ③ 作業療法士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける。
- ④ 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養う。
- ⑤ 地域創生に貢献する意欲と能力を養います。

評価の方法

- ・それぞれに配置した単位を取得することで必要な能力を身につけたと判断します。
- ・4年間で卒業に必要な単位数の取得をもって、全てのディプロマ・ポリシーを満たしたと判断し、学位を授与します。

【看護学科】

- ① 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心を身につけている。
- ② 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけている。
- ③ 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を實踐できる。
- ④ 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探求し自己研鑽できる。

評価の方法

- ・それぞれに配置した単位を取得することで必要な能力を身につけたと判断します。
- ・4年間で卒業に必要な単位数の取得をもって、全てのディプロマ・ポリシーを満たしたと判断し、学位を授与します。

カリキュラム・ポリシー

本学では、学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために次のとおり、カリキュラム編成方針を策定している。

【保健医療学部】

保健医療学部では、学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために学部共通科目、専門基礎科目、専門科目の3分野に授業科目を配置し、各学年（年次）に体系的に配当する。

学部共通科目は、幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけることを目的とした科目で構成され、主に1年次から2年次において開講する。

専門基礎科目は、医療の基礎となる内容を身につけることを目的とした科目で構成され、1年次に正常な人体の構造とはたらきを学び、学年の進行に従い、病気や障害、臨床に関する内容を学ぶ。

専門科目は各学科の専門的な領域の知識及び技術を身につけることを目的とした科目で構成され、1年次に概論的な内容を学び、学年の進行に従い、臨床に即した専門的な内容に進む。また、臨床現場での教育を行う臨床実習や、卒業研究も専門科目に含まれる。

【理学療法学科】

理学療法学科では、学部共通科目をとおして幅広い知識と倫理観・道徳心を身につける。専門基礎科目では、医療専門職として必要な医学の基礎を学び、専門科目では、理学療法の理論と実践を学ぶとともに、エビデンスに基づき、課題を発見し、解決策を見いだす能力を養う。

カリキュラム全体をとおして医療専門職にふさわしい人間性と倫理観を持ち、社会の要請に応えられる社会人を育成する。

具体的には、1年次では、一般教育科目（人文、社会、自然の各分野）、外国語科目、情報処理、スポーツ・健康科学及びコミュニケーションスキルを学ぶとともに、専門基礎科目では、医学の基礎として解剖学、生理学、リハビリテーションの基礎を学ぶ。専門科目として、「運動学」、「理学療法概論」、「評価学総論」等の理学療法の基礎について学ぶ。

2年次では、専門基礎科目において、病気や障害のなりたちと回復の促進について学び、専門科目においては、理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学について幅広く学ぶ。また、「臨床見学実習」をとおして、職業意識・志向を高める。

3年次では、専門基礎分野において、チーム医療論、救急措置法、画像診断学等の臨床に必要な知識を深めるとともに、専門科目では、実際の理学療法で求められる知識技術を深めるための演習・実習科目が中心となる。また、「臨床評価実習」をとおして、理学療法士として求められる基礎的な知識・技術について確認するとともに、理学療法学の研究の基礎を学び、卒業研究がスタートする。

4年次前期では「総合臨床実習」において、これまで学んだ知識、技術を総合して実施する長期実習を行う。また、3年次から継続して実施している卒業研究をとおして、研究の素養を身につけ、問題解決能力、エビデンスに基づいた思考能力・判断力を養う。

【柔道整復学科】

柔道整復学科では、学部共通科目をとおして幅広い知識と倫理観・道徳心を身につける。専門基礎科目では、医療専門職として必要な医学の基礎を学び、専門科目では、柔道整復学の理論と実践を学ぶとともに、エビデンスに基づき、課題を発見し解決策を見いだす能力を養う。

カリキュラム全体をとおして、医療専門職にふさわしい人間性と倫理観を持ち、社会の要請に応えられる社会人を育成する。

具体的には、1年次では、一般教育科目に加えスポーツ・健康科学及びコミュニケーションスキルを学ぶとともに、専門基礎科目では、医学の基礎である解剖学、生理学などを学ぶ。専門科目では、柔道整復学の基礎として「身体運動機能学」、「柔道整復基礎学」を学ぶとともに「キャリア開発演習Ⅰ」をとおして職業理解を深める。

2年次では、学部共通科目として「医療倫理」、「少子高齢化と社会」を学ぶ。専門基礎科目では、人体の構造とはたらきについて知識を深めるとともに、病気と障害について学ぶ。専門科目では、臨床柔道整復学に関する科目などにより柔道整復学の臨床的に必要な基本的技術と知識について学ぶ。また、「キャリア開発演習Ⅱ」を2年次でも実施し、更に職業意識を深める。

3年次では、専門基礎科目として「老年医学」や「画像診断学」等の臨床で必要となる知識を学ぶ。専門科目では、応用柔道整復学分野、臨床柔道整復学分野の各科目をとおして、柔道整復学の理論と実践を学ぶとともに、附属治療院等での臨床実習や卒業研究が始まる。

4年次では、より発展的な演習、実習科目を中心に「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」及び卒業研究に取り

組み、本学での学びを統合するとともに、業界のオピニオンリーダーとなり得る研究の素養や専門的な知識と技術を習得する。

【鍼灸学科】

鍼灸学科では、学部共通科目をとおして幅広い知識と倫理観・道徳心を身につける。専門基礎科目では、医療専門職として必要な医学の基礎を学び、専門科目では、鍼灸学の理論と実践を学ぶとともに、エビデンスに基づき課題を発見し、解決策を見いだす能力を養い、西洋医学とともに東洋医学を学ぶ。

カリキュラム全体をとおして、医療専門職にふさわしい人間性と倫理観を持ち、社会の要請に応えられる社会人を育成する。

具体的には、1年次では、一般教育科目（人文、社会、自然の各分野）、外国語科目、情報処理、スポーツ・健康科学及び生命倫理、コミュニケーションスキルを学ぶとともに、専門基礎科目では、医学の基礎として解剖学、生理学及び基礎生命科学を学ぶ。専門科目として、鍼灸学の基礎を学ぶとともに、鍼・きゅうの基礎技術に関する実習を行う。

2年次では、学部共通科目として「医療倫理」を学ぶとともに「少子高齢社会と家族」等を学ぶ。専門基礎科目では、人体の構造とはたらきについて知識を深めるとともに、病気と障害について学ぶ。専門科目では、鍼灸学の理論とその実践について学ぶ。また、「臨床体験実習」をとおして職業意識を高める。

3年次では、専門基礎科目として、「公衆衛生学」、「画像診断学」、「リハビリテーション医学」や「伝統医療論」等の臨床に即した内容を学ぶ。専門科目では、各実習科目及び「総合臨床実習」をとおして、鍼灸の臨床での技術を向上させる。

また、学外の鍼灸院、医院等での見学実習を行い、将来への志向を高めるとともに、卒業研究にも取り組み始める。

【口腔保健学科】

口腔保健学科では、学部共通科目をとおして幅広い知識と倫理観・道徳心を身につける。専門基礎科目では、医療専門職として必要な医学の基礎を学び、専門科目では、口腔保健学の理論と実践を学ぶ。選択必修科目では、科学的根拠に基づき課題を発見し、解決策を見いだす能力を養う。

カリキュラム全体をとおして医療専門職にふさわしい人間性と倫理観を持ち、社会の要請に応えられる社会人を育成する。

【和歌山保健医療学部】

和歌山保健医療学部では、学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために学部共通科目、専門基礎科目、専門科目の3分野に授業科目を配置し、各学年（年次）に体系的に配当する。

学部共通科目は、地域への理解、幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけることを目的とした科目で構成され、主に1年次から2年次において開講する。

専門基礎科目は、医療の基礎となる内容を身につけることを目的とした科目で構成され、1年次に正常な人体の構造とはたらきを学び、学年の進行に従い、病気や障害、臨床に関する内容を学ぶ。

専門科目は各学科の専門的な領域の知識及び技術を身につけることを目的とした科目で構成され、1年次に概論的な内容を学び、学年の進行に従い、臨床に即した専門的な内容に進む。また、臨床現場での教育を行う臨床実習や、卒業研究も専門科目に含む。

【理学療法学専攻】

理学療法学科では、学部共通科目をとおして地域への理解、幅広い知識と倫理観・道徳心を身につける。専門基礎科目では、医療専門職として必要な医学の基礎を学び、専門科目では、理学療法学の理論と実践を学ぶと共に、科学的根拠に基づき、課題を発見し、解決策を

見いだす能力を養う。

カリキュラム全体をとおして医療専門職にふさわしい人間性と倫理観を持ち、社会の要請に応えられる社会人を育成する。

具体的には、1年次では、一般教育科目（人文、社会、自然の各分野）、外国語科目、情報処理、スポーツ・健康科学及び総合教養科目として大学で必要となるスキルや、コミュニケーションスキル等を学ぶと共に、専門基礎科目では、医学の基礎として解剖学、生理学、リハビリテーション概論を学ぶ。専門科目として、運動学、理学療法概論、評価学総論等の理学療法学の基礎について学び、理学療法学の研究の基礎を身に付ける。

2年次では、専門基礎科目において、病気や障害のなりたちと回復の促進について学び、専門科目においては、理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学について幅広く学びます。また、臨床見学実習をとおして、職業意識・志向を高める。

3年次では、専門基礎分野において、チーム医療論、救急措置法、画像診断学等の臨床に必要な知識を深めると共に、専門科目では、実際の理学療法で求められる知識技術を深めるための演習・実習科目が中心となる。また、臨床評価実習をとおして、理学療法士として求められる基礎的な知識・技術について確認すると共に、卒業研究がスタートする。

4年次前期では総合臨床実習において、これまで学んだ知識、技術を総合して実施する長期実習を行う。また、3年次から継続して実施している卒業研究をとおして、研究の素養を身につけ、問題解決能力、科学的根拠に基づいた思考能力・判断力を養う。

【作業療法学専攻】

作業療学科では、学部共通科目をとおして地域への理解、幅広い知識と倫理観・道徳心を身につける。専門基礎科目では、医療専門職として必要な医学の基礎を学び、専門科目では、作業療法学の理論と実践を学ぶと共に、科学的根拠に基づき、課題を発見し、解決策を見いだす能力を養う。

カリキュラム全体をとおして医療専門職にふさわしい人間性と倫理観を持ち、社会の要請に応えられる社会人を育成する。

具体的には、1年次では、一般教育科目（人文、社会、自然の各分野）、外国語科目、情報処理、スポーツ・健康科学及び総合教養科目として大学で必要となるスキルや、コミュニケーションスキル等を学ぶと共に、専門基礎科目では、医学の基礎として解剖学、生理学、リハビリテーション概論を学ぶ。専門科目として、作業療法概論、作業療法評価学、日常生活活動学等の作業療法学の基礎について学ぶ。

2年次では、専門基礎科目において、病気や障害のなりたちと回復の促進について学び、専門科目においては、精神障害作業療法評価学、発達障害作業療法評価学、身体障害作業療法学総論等について幅広く学びます。また、臨床見学実習をとおして、職業意識・志向を高めると共に、作業療法学の研究の基礎を身に付ける。

3年次では、専門基礎分野において、チーム医療論、臨床検査学、精神医学等の臨床に必要な知識を深めると共に、専門科目では、実際の作業療法で求められる知識技術を深めるための演習・実習科目が中心となる。また、臨床評価実習をとおして、作業療法士として求められる基礎的な知識・技術について確認すると共に、卒業研究がスタートする。

4年次前期では総合臨床実習において、これまで学んだ知識、技術を総合して実施する長期実習を行う。また、3年次から継続して実施している卒業研究をとおして、研究の素養を身につけ、問題解決能力、科学的根拠に基づいた思考能力・判断力を養う。

【看護学科】

カリキュラムは、学部共通科目、専門基礎科目、専門科目を配置し、それぞれの講義・演習・実習を通じて、本学の理念である「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を基盤に前述のディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラムを次の方針にしたがって策定する。

- (1) 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心の育成
- (2) 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけた人材の育成
- (3) 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を実践できる能力の育成

- (4) 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探究し自己研鑽できる能力の育成

アドミッション・ポリシー

本学が求める学生像として、次のとおり示している。

【保健医療学部】

1. 思いやりと優しさを備え、協調性に富む人
2. 健康の維持・増進に強い関心があり、何事にも意欲的に取り組む姿勢のある人
3. 医療専門職業人として健康な社会の形成や発展に貢献したい人
4. 基礎的な学力とコミュニケーション能力を持っている人
5. 自主的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人

なお、各学科においては、更に詳細に次のとおり示している。

【理学療法学科】

1. リハビリテーションについて強い関心を持っている人
2. 学習意欲・問題探求心に富む人
3. 様々な問題や事象について論理的に考える人
4. 解決策を追求することに熱意がある人

【柔道整復学科】

1. 日本の伝統医療に強い関心を持っている人
2. 地域医療の発展に夢と情熱を持っている人
3. 柔道整復分野におけるオピニオンリーダーを目指そうとしている人
4. 絶えざる向上心と課題の究明に積極的に取り組む熱意をもっている人

【鍼灸学科】

1. 知的好奇心に富み、鍼灸師として健康で持続可能な社会の形成や発展に貢献したい人
2. 地域医療の発展に寄与するため、鍼灸医療の研鑽に努力を惜しまない人
3. 医師や看護師などの医療技術者と良好な関係を保ち、チーム医療に関心を持つ人
4. 問題探求心・学習意欲に優れ、様々な問題や事象について論理的に考えることのできる人

【口腔保健学科】

1. 口腔保健について強い関心を持ち、学士課程教育を受けるために必要な基礎学力を備えている人
2. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を有し、多様な人々と協働できる人
3. 論理的思考能力と問題解決能力を育み、新しい課題に意欲的にチャレンジしようとする人
4. 歯科医療専門職として、国民の健康増進に貢献しようとする強い意欲を持った人

【和歌山保健医療学部】

1. 思いやりと優しさを備え、協調性に富む人
2. 健康の維持・増進に強い関心があり、何事にも意欲的に取り組む姿勢のある人
3. 医療専門職業人として健康な社会の形成や発展に貢献したい人
4. 基礎的な学力とコミュニケーション能力を持っている人
5. 自主的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人

なお、各学科、専攻においては、更に詳細に次のとおり示している。

【理学療法学専攻】

1. リハビリテーションについて強い関心を持っている人

2. 学習意欲・問題探求心に富む人
3. 様々な問題や事象について論理的に考える人
4. 解決策を追求することに熱意がある人
5. 地域への貢献に意欲がある人

【作業療法学専攻】

1. 身体、精神の両面にわたるリハビリテーションについて強い関心を持っている人
2. 学習意欲・問題探求心に富む人
3. 様々な問題や事象について論理的に考える人
4. 解決策を追求することに熱意がある人
5. 地域への貢献に意欲がある人

【看護学科】

1. 看護について強い関心を持ち、何事にも意欲的に取り組む姿勢のある人。
2. 思いやりと優しさを備え、協調性に富む人。
3. 看護職として社会に貢献したい人。
4. 看護職にとって重要なコミュニケーション能力の基礎となる素養を持っている人。
5. 自主的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人。
6. 学力の3要素につながる基礎的な学力を備えている人。

以上のとおり、本学では三つのポリシーを定めており、「大学ホームページ」及び大学ポートレート（私学版）に既に公開している。さらに「Campus Guide 2024」、学生便覧にも明記している。

また、アドミッション・ポリシーは、入学試験要項にも掲載し、周知している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的と教育組織に関しては、教授会、教務委員会、宝塚医療大学 FSD 推進委員会等関連各種委員会及び各学科会議において自己点検・評価を行っており、現在の教育組織構成は使命・目的及び教育目的と整合性が取れている。

研究組織に関しては、大学又は学科単位の研究組織を構成し、本学の使命・目的に応じた組織的な研究を推進させるとともに、教員個々の研究分野による個人研究又は複数の教員による共同研究の促進を図ることとしており、研究を推進させるための研究組織の構成は使命・目的及び教育目的と整合性が取れている。

以上のとおり、大学の使命・目的及び教育目標と教育研究組織の構成との整合性は、教育課程、教育方針、教育目標等に示すとおり医療系大学として問題なく実施されている。

研究に関しては、教員個々の専門分野における研究が推進されているとともに、平成28（2016）年度から学長裁量経費（共同研究費）を設け、学科毎の研究組織の編成を行い、充実を図っている。

1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

役員、教職員の理解と支持については、教授会、学科会議等の機会を利用し、教職員に説明され、理解と支持を得ている。学内外への周知については、様々な媒体を用いて公開が行われている。中長期的については、新たに中期計画を策定し、学長のリーダーシップの下、本学が目指す方向性が学内で共有されている。三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映については、「大学ホームページ」及び大学ポートレート（私学版）で公開されており、その内容も本学の教育の目的に沿った一貫性のある内容となっている。使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性については、学長裁量経費の導入、各学科における各種会議等により、適切に組織され、運営されている。

1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的と教育組織の構成に関しては、学長企画調整会議、教授会、教務委員会、学科会議等において、常に、自己点検・評価を行って改革していくこととしている。特に三つのポリシーについては和歌山保健医療学部も含め、「大学ホームページ」及び大学ポートレート（私学版）により公開している。

研究組織に関しては、宝塚医療大学研究推進委員会等において、研究計画、研究組織、研究経費等を検討し、組織的な研究の推進に努めている。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織の整備については、整合性がとれている。「中期計画」で計画されている新学部等の設置計画に基づき、新たな教員組織の構築について、平成29（2017）年度中に学長企画調整会議で基本的な方針を策定した。

令和4（2022）年4月からは、新たに和歌山保健医療学部看護学科を開設するとともに、宝塚キャンパスにおいて社会福祉士養成課程（通信）を設置し、1期生の受け入れを行っている。

また、令和5（2023）年4月から保健医療学科に新たに口腔保健学科を設置している。

【基準 1 の自己評価】

基準項目 1-1～1-2 の自己判定を総合的に判断して基準1を満たしている。

本学では開学以来、建学の精神、基本理念及び教育目的をベースに体制を整備してきている。また、教育研究組織及び管理運営組織の中で教職協働しながら教職員各自が役割を持って活動している。今後も自己点検・評価委員会等において、適切な自己点検・評価活動を展開し、PDCA サイクルを構築して社会の変化にも対応している。

学内外への周知については、「大学ホームページ」、「Campus Guide 2023」、学生便覧、入学試験要項、大学ポートレート（私学版）等を通じて、広く学内外に公表し周知を図っている。

基準 2. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の入学者受入れ方針は、入学試験委員会において過去の学生受入れ状況等を調査分析し、当該年度の方針を決定し、実施している。

令和4（2022）年度に、同年度に実施した入学試験に関する結果分析を行い、これを踏まえて、令和5（2023）年度実施の入学試験においては、保健医療学部で大学入学共通テスト利用入試の実施を取りやめる一方でアドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実現を目指している。

現在、本学が実施している入学試験方式は、総合型選抜（AO基礎能力試験）、総合型選抜（AO小論文）、総合型選抜（指定スポーツ入試）、学校推薦型選抜（指定校推薦入試）、一般選抜（一般入試）、一般選抜（大学入学共通テスト利用入試）、社会人入学試験、外国人留学生特別入試の8種類の入学試験を設け、延べ20回の入学試験を実施し、受験機会の複数化と多様な学生の受け入れにつとめている。

以下に各入学試験の内容を示す。

総合型選抜（AO基礎能力試験）

出願にあたり、オープンキャンパスで実施する総合型選抜入試に関する説明会に参加することを出願要件としている。出願前に受験生に希望学科のアドミッション・ポリシー、教育目標などについて十分に説明した上で受験につなげる事を目的としている。

入学試験は、基礎能力試験（100点）、面接（100点）、書類審査（50点）において、保健医療の学びに対する適性について審査する。特に基礎能力試験（英語、国語、数学Ⅰ・Aから1科目（和歌山保健医療学部においては2科目）選択）においては、保健医療知識の土台となる、高等学校で2年次までに教科書で学ぶべき基礎学力を評価し判定すると共に、総合型選抜の趣旨に則り、面接及び調査書の配点を大きくしている。

総合型選抜（指定スポーツ入試）

保健医療学部（宝塚キャンパス）のみで実施する。

出願にあたり、オープンキャンパスで実施する「指定スポーツ入試事前説明」の受講を出願要件としている。この指定スポーツ入試事前説明においては、出願前に受験生にアドミッション・ポリシー、入学後の保健医療の学びと指定スポーツクラブ活動との両立について理解させることを目的としている。

入学試験は、小論文（100点）、面接（100点）、書類審査（50点）において、保健医療の学びへの適性、スポーツ競技の普及・発展や学内でのリーダーシップを担える人材かどうかを審査し判定する。

学校推薦型選抜（指定校推薦入試）

本学が指定する高等学校の学校長の推薦があること、学習成績の状況（評定平均値）の基準を志願要件とする。

入学試験は、小論文（100点）、面接（100点）、書類審査（50点）において、将来、医療専門職を目指すために必要な基本的な能力及び資質を評価し判定する。

一般選抜（一般入試）

一般選抜（一般入試）は、学科試験（200点）、書類審査（50点）、看護学科においては、学科試験（200点）、面接（25点）、書類審査（25点）において、医療専門職を目指すために必要な基礎的な学力及び資質を評価し判定する。

学科試験は、コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、国語総合（古文・漢文を除く）、数学Ⅰ・A、化学基礎もしくは生物基礎の5科目から2科目を選択することとする。

一般選抜（大学入学共通テスト利用入試）

和歌山保健医療学部のみで実施する。

一般選抜（大学入学共通テスト利用入試）は、大学入学共通テスト（200点）、書類審査（50点）、看護学科においては、学科試験（200点）、面接（25点）、書類審査（25点）において、医療専門職を目指すために必要な基礎的な学力及び資質を評価し判定する。

大学入学共通テストは、『英語』【リーディング】【リスニング】、『国語』、「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「物理」、「化学」、「生物」から2科目（3科目受験した場合は高得点2科目）を選択することとする。（ただし「数学Ⅰ」と『数学Ⅰ・数学A』の組み合わせ、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「物理」、「化学」、「生物」の組み合わせは不可とする。）

社会人入学試験

入学年度の4月2日時点で満20歳に達しており、大学入学資格を有する者で、概ね2年以上の就業経験がある者を対象とする。

社会経験を経た後に、更に新しい医療技術や知識を学び習得したいという明確な目的意識と学ぶ意欲について、小論文（100点）、面接（100点）において、評価し判定する。

外国人留学生特別入学試験

保健医療学部（宝塚キャンパス）のみで実施する。

本学の学術及び教育・研究活動において、国際交流、国際協力を推進するため、医療専門職を目指す外国人留学生の受け入れを目的として、小論文（100点）、面接（100点）において、評価し判定する。

以上のとおり、本学の入学者選抜においては、社会人入学試験、外国人留学生特別入学試験を除き、基礎能力試験、学科試験、面接、書類審査を適切に課すことにより、医療専門職として必要な基礎的な学力と適性、学力の3要素を評価し、アドミッション・ポリシーに沿った学生確保に努めている。

2-1-② 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の学部及び別科（介護福祉別科、留学生別科）の令和4（2022）年度学生募集結果と過去5年間の学生受け入れ数は、次表のとおりである。

令和4（2022）年度 学生募集結果

（令和5年5月1日現在、単位：名）

学科	入学定員	入学者数	入学定員充足率
理学療法学科	70	65	92.9%
柔道整復学科	60	58	96.7%
鍼灸学科	30	24	80.0%
口腔保健学科	64	8	12.5%
保健医療学部 小計	224	155	69.2%
リハビリテーション学科	100	87	87.0%
看護学科	50	53	106.0%
和歌山保健医療学部 小計	150	140	93.3%
合 計	374	295	78.9%

（注）令和5年度から保健医療学部に口腔保健学科を設置

別科	入学定員	入学者数	入学定員充足率
留学生別科（大阪豊崎キャンパス）	100	41	—
留学生別科（東京キャンパス）	1,600	692	—
留学生別科（大阪難波キャンパス）	700	0	—
介護福祉別科	60	21	35.0%
合 計	2,460	754	35.0%

*留学生別科は収容定員で記載のため入学定員充足率は記載していない。

*留学生別科入学者数は令和4年10月入学者を含む

過去5年間の学生受入れ数

（単位：名）

保健医療学部	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
理学療法学科	77	74	64	68	65
柔道整復学科	72	77	73	58	58
鍼灸学科	35	35	25	39	24
口腔保健学科	—	—	—	—	8
合 計	184	186	162	165	155

*口腔保健学科は令和5（2023）年度開設

和歌山 保健医療学部	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
リハビリテーション学科	—	102	101	107	87
看護学科	—	—	—	56	53
合 計	—	102	101	163	140

別科	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
留学生別科 (大阪豊崎キャンパス)	—	15	18	67	41
留学生別科 (東京キャンパス)	—	—	19	234	692
留学生別科 (大阪難波キャンパス)	—	—	—	—	0
介護福祉別科 (豊崎キャンパス)	—	—	22	36	21

*和歌山保健医療学部及び別科は令和2(2020)年に開設した。看護学科は令和4(2022)年に開設した。

留学生数 (単位：名)

保健医療学部	留学生数
理学療法学科	1
柔道整復学科	0
鍼灸学科	0
合計	0
和歌山保健医療学部	留学生数
リハビリテーション学科	0
看護学科	0

令和4(2022)年度の入学者受入数は、保健医療学部理学療法学科65人(入学定員70人)、柔道整復学科58人(60人)、鍼灸学科24人(30人)、口腔保健学科8人(64人)であり全ての学科で入学定員を充足しなかった。また、開設4年目の和歌山保健医療学部リハビリテーション学科においては87人(100人)の入学者を受入れ、入学定員を充足しなかった。令和4(2022)年から開設した看護学科では、53人(50人)で入学定員を充足した。大学全体では、未充足の学科が増加している。特に口腔保健学科では、認可の遅れにより募集活動が十分に行えなかったことから、大きく入学定員を下回った。同じく令和2年度から学生募集を開始した別科(介護福祉別科、留学生別科)は主に留学生を受け入れており、新型コロナウイルスの感染流行に伴う入国待機が若干緩和されたことから入学生は増加している。

学部全体としては、口腔保健学科の募集の遅れが大きく影響しているが、他の学科については、概ね堅調であると考えられる。

本学の入学者受入に当たっての取り組みは、オープンキャンパスの開催、業者主催の進学ガイダンス、出前授業、高校訪問、ホームページによる情報発信などを活用した広報活動である。具体的な広報活動の内容は、次のとおりである。

オープンキャンパスは、毎年、各高等学校の行事や競合大学のスケジュールを鑑みた上で、本学が求める学生が幅広く参加できるような日程を設定し、内容においても開催時期ごとにテーマ、プログラムを設定し、本学の認知向上とともに各学問領域への興味を喚起する内容としている。プログラムは、「大学説明」「入試説明」「総合型選抜事前説明」「指定スポーツ入試事前説明」「保護者ガイダンス」「学科説明・体験授業」「個別相談(入試・学科)」「鍼灸治療体験」「学生企画プログラム」「在学生交流会」「入試対策講座」等を実施し、高校生だけでなく保護者への情報提供にも注力している。過去5年間のオープンキャンパスの参加者数は、次表のとおりである。令和元(2019)年度、2(2020)年度の参加者数は保健医療学部(宝塚キャンパス)で大きく減少させた。これは、特に隣接する大阪府からの参加者がコロナ禍の影響を強く受けたためである。令和3(2021)年度からは回復しており、令和4(2022)年度でほぼコロナ前と同水準となった。

オープンキャンパス参加状況（過去5年間）

（単位：名）

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
保健医療学部	878	1,217	622	770	852
和歌山 保健医療学部	—	476	467	745	770

受験雑誌・進学サイト等への告知広告は、受験生の認知度、コストパフォーマンスを見極めて媒体を選別している。掲載時期・媒体ごとに出稿する記事内容を厳選し、タイムリーな情報提供を行っている。告知対象は、受験生を中心として、保護者・高校教員を想定している。

例年6月下旬に宝塚キャンパス、和歌山キャンパスともに「大学説明会」を実施し、重点エリアの高等学校の進路指導担当教員に来学いただき、大学概要、学生募集（入試、学費、奨学金等）方針について直接説明し、在学生の学びの様子を伝えている。

京阪神エリア、和歌山エリアで実施される進学ガイダンス、出前授業には、本学教職員が積極的に出向いて、できるだけ多くの高校生に、保健医療分野の学び、本学の学びの魅力、入学者選抜等について直接伝えている。また、高校訪問等を通じて本学との関係が密接になりつつある、北陸地区、中四国地区での進学ガイダンスにも積極的に参加している。

高校訪問数は、コロナ禍もやや落ち着いたことから訪問回数を多く取るようにした。宝塚キャンパスは京阪神、中四国を、和歌山キャンパスは和歌山県、中四国を重点エリアとして、京阪神で664回、中四国で84回、和歌山県で25回訪問した。その他の地域を含め、総訪問数は891回となり、対前年160.8%（新設の口腔保健学科、設置認可申請中の観光学部は含まず）となった。

過去3年間の進学ガイダンス・出前授業参加実績、高校訪問数は次表のとおりである。

進学ガイダンス・出前授業参加実績（過去3年間）

令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
延べ50会場で実施 508人と接触	延べ144会場で実施 1,451人と接触	延べ119会場で実施 743人と接触	延べ143会場で実施 923人と接触

高校訪問数(過去4年間)

(予備校・塾を含む)

令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
752	863	508	891

入学者受入れにあたっては、入学試験委員会、広報委員会に諮りながら、入試課が中心となって入学試験の実施計画及び学生募集方を策定し、全教職員が一体となって全学的に学生募集に取り組んできた。

このような取り組みを行ったが、大学全体の入学者は295人（入学定員374人：入学定員に対して0.79倍）と前年の充足率（1.06倍）に至らなかった。

2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学のアドミッション・ポリシーは、開学当初から大きな変更は行っていないが、令和4（2022）年度の和歌山保健医療学部看護学科設置に伴い、学内の入学試験委員会、広報委員会に諮り全体の確認を行った。令和4（2022）年度には、教学マネジメント会議において、保健医療学部の3つのポリシーの見直しについて具体的に着手した。今後は、当該会議での検討を経て、改正及び公開を行う予定である。

<入学者選抜について>

本学は、医療専門職養成大学として、基礎的な学力と医療に対する資質をバランス良く評価することが引き続き重要であると考えている。

このことを踏まえて、令和3（2021）年度入学試験から、学力の3要素を適切に評価することを主眼に、学力試験に加えて、小論文、面接、書類審査（調査書、志望理由書、活動報告書）による評価を積極的に活用する入学者選抜に改編し、同時に大学入学共通テストによる入学者選抜を導入した。（令和5（2023）年度実施は和歌山保健医療学部のみ。）新たに設置した口腔保健学科においては、設置計画に基づき入学試験を実施した。

今後は、この入試改革後に受け入れた学生の学力伸長、国家試験結果、就職結果等を追跡・評価することにより、入学者選抜に反映することが重要である。

また、出願方法については、令和3（2021）年度から一部の入試区分でインターネット出願を導入したが、令和4（2022）年度から社会人入試、外国人留学生入試を除く全ての入試で導入している。これにより、出願時の一層の利便性向上が図れるものと考えている。

<広報活動について>

広報活動においては、高校訪問の充実が最も重要であると考えている。保健医療学部（宝塚キャンパス）と和歌山保健医療学部（和歌山キャンパス）それぞれにおいて、重点高校を選出して、高校教員に教育・研究、学生情報、学生募集情報について丁寧な説明を行っている。また、業者による高校生向けガイダンスについて見直しを行い、より積極的に本学の魅力を発信するため、出前授業の強化を行う。

ホームページは、令和3（2021）年度から技術的にレスポンス対応、CMS対応等の機能を施し、大幅なリニューアルを実施した。今後はこれに加えて、情報コンテンツを充実させることにより、発信力を高め、大学認知度を向上させていく。またホームページに組み込まれているブログ更新については、各学科持ち回りで担当し、更新頻度を格段に高め、キャンパスの躍動感をより鮮明に発信していく。また、新学部の設置計画に基づき、大幅な変更を行う計画である。

介護福祉別科については、主に日本語学校を対象とした学校訪問等により、充実した卒業後の進路、介護職の社会的ニーズ、さらには本学の介護福祉士養成別科は全国でも希少であることなどの強みをアピールしていく。

留学生別科については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国制限が緩和され、受験者が増加している。適切な受験生及び入学生の確保のため、各種エージェントとも連携を取りながら留学生の確保に努めるとともに、引き続きホームページの充実等を図り募集強化に努める。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学における学修支援は、各学部に設置された教務委員会及び学生委員会で協議される。教務委員会及び学生委員会は、各学科から選出された教員及び担当部署の職員が委員として委嘱され、学修支援や生活支援について協働して協議・実施している。

また、各学部にキャリア開発センターを置き、専任教員がセンター長を兼務し、センターの業務を担当する職員を配置している。

さらに、保健医療学部では、キャリア開発センターの中に学修支援センターを置き、専任教員がセンター長を兼務し、専任職員が業務を兼担している。

委員会での決定内容は、教授会及び本学の最高意志決定機関である学長企画調整会議において報告または協議され、学部又は全学的な了承に基づき実施される体制を整えている。

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学における学修支援は、主に各学科における学年担任及びメンターと学務課が協働して実施している。大学院を設置していないことから、TAの配置は行っていないが、これに代わって学科の助手及び若手教員がTAの役割を担っている。学生の修学に係る支援は、履修に関する指導・相談の他、学生生活に関すること、奨学金に関すること等、多岐にわたっている。

以下に本学における具体的な学修に係る支援に関する取り組みを示す。

1) 学年担任・メンター制

本学においては、学年担任・メンター制（指導教員）を導入し、学生の学業、学生生活、研究活動、進路、心身の健康など全般についての相談、指導を行っている。

2) オリエンテーションの実施

入学当初にオリエンテーションを実施し、各学科の概要と授業科目の説明を行い、併せて学修に対する姿勢を指導している。

3) 履修登録指導の実施

2年次以降は、春期休業期間中及び夏期休業期間中にオリエンテーションを実施し、次年度の履修登録及び変更を行う。学年が進行し、教育・研究の内容が深まるため、指導教員の変更等の調整を行う。指導教員は学生に対し、授業の不明な点や学修の進捗状況に関する指導を行っている。

履修登録に当たっては、進級・卒業に必要な単位の履修及び資格取得に必要な単位等について十分説明し、学生が授業科目を無理なく計画的に履修できるよう、教職員による履修指導を行っている。

4) オフィスアワーの明示

シラバスに全ての教員のオフィスアワーを明記し、学生が担当教員に質問等を容易に行えるよう支援している。

5) 学生への情報提供

学生用掲示板に加え、学生専用のポータルサイトを用いた情報の提供を行い、自宅や学外において必要な情報を検索・確認できる体制を整備している。

また、入学時に全ての学生にメールアドレスを付与し、GoogleClassroomを活用して、クラスからの連絡、課題の提出、フィードバックなどを行っている。

6) 修学支援制度の実施

経済的に困窮している学生を含め、学業成績が優秀な学生に対して授業料相当額又は授業料相当額の半額を支給する本学独自の奨学金制度を実施している。

これらに加え、各種奨学金制度を整備し、修学支援を行っている。

令和2（2020）年4月から、高等教育の修学支援新制度が実施されたことを受け、本学も対象校として認証を受け、修学支援を行っている。またコロナ禍の影響による日本学生支援機構の学生支援緊急給付金についても、対象学生の推薦を行っている。

7) 教育研究環境の改善

卒業生及び在学生に対して学生生活等に関するアンケートを実施し、回答を基に教育研究環境の改善に努めている。

令和4（2022）年度は、引き続き基本的な感染予防対策を実施しながらほぼ全ての授業で通常の対面授業の割合を実施した。

また、口腔保健学科の設置計画に基づき、教育研究用の機器備品、図書等の整備を行った。

8) 入学前教育と補充授業の実施

入学予定者に対して、入学前教育として、事前に課題を配布し、入学後必要と思われる基礎学力の向上を図っている。入学後習熟度を確認した上で期待される水準に達していない学生に対しては学修支援センターによる学修支援講座・個別学修指導を実施している。

9) メンター制度の導入

令和3(2021)年度から、保健医療学部においてメンター制度を導入した。

専任教員がメンターとなり、複数の学生を担当教員が責任を持って対応し、学生生活における相談に応じるとともに、指導等を行い、学生の問題解決を助ける制度として実施した。

クラス担任制からさらに踏み込み、より教員一人あたりの学生数を減らし、きめ細かい指導等を行い、退学率の減少や学習効果の向上を図っている。

10) 学習支援センターでの活動

宝塚キャンパスでは、学習支援センターをおき、同センターの活動として、初年次学生への学習支援を目的とした正課外のセミナーの実施、先輩学生による学習指導などの取組を継続して行っており、学習に不安がある学生に対して学習習慣の獲得、学習方法の伝達などを教員と学生が協力しながら実施している。

これらに加え、各学科において、学科の特色に応じ授業内容・方法などに適宜工夫・改善を行っている

本学における学生の学修支援に対しては、教職員全員が共通理解の下に、入学前から協働して対応している。

2-2 の改善・向上方策（将来計画）

既存の学修支援体制を継続しつつ、FSD (Faculty Development、Staff Development) 活動を活発に行い、教職員の知識・技術の向上を図る。

また、ICTを利用し、大学の各学部及び姉妹校で連携した遠隔授業やオンライン授業による教育支援について、具体的な機器の選定や実施目標の策定を行う。

学生の学修成果を確認するために全学的な学修ポートフォリオの導入にも取り組む。

学生への修学上の支援については、担任及びメンター教員、事務局職員によって教職協働で行われている。キャリア開発センター及び健康管理室についても、人員が配置されている。

キャリア開発センターについては、同センター長及び担当職員を配置し、キャリアに関する相談、指導を行うため、開室時間の通知等を行っている。和歌山保健医療学部が完成年度を迎えるにあたり、和歌山キャンパスでの対応の強化を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、医療系大学として設置されており、本学における教育目標の一つに国家資格、教員資格、その他の資格を取得することが掲げられている。これらの資格を取得するための教育は、学生の職業的意識を高めるとともに、卒業後の就職等に必要不可欠なものである。

本学は、一般的なインターンシップは実施していないが、教育課程はこれらの資格を取得することを前提として編成されており、「医療倫理」、「生命倫理」、「安全管理」、「チーム医療論」及び「医療経営論」等を開設するとともに、医療機関、介護施設、治療院の見学や体験の臨床実習医療機関等で行われる臨床実習を義務づけ、医療専門職としての業務内容を体験させ、将来の自らの専門職を意識させることとしている。

これらの実習のほか、正課外教育として国家試験対策講義や模擬試験等の支援体制が構築されている。

また、キャリア開発センターにおいては、年度ごとに求職状況をデータベース上で検索するシステムを構築し、随時学生に情報を提供するとともに、キャリア開発センター運営委員会の委員が同センターで待機して、就職及び進学に対する相談・助言を行っている。平成26

(2014)年度から、毎年、各学科に次年度の就職を目的とした就職説明会（複数の求人施設を

学内に招いての合同説明会)を開催し、学生の職業意識や就業意識の向上を図っている。

本学は、平成23(2011)年度に開設され、平成26(2014)年度に初めて卒業生を社会に送り出した。現在、キャリア開発センターには、専任教員と専任職員を配置し、指導体制が整備されている。また、4年次生で就職の内定が決まった学生を学内のアドバイザーとしてアルバイト雇用し、学生の相談やアドバイスを担当させる学内ワークスタディー制度も整備している。

令和2(2020)年度に開設された和歌山保健医療学部においてもキャリア開発センターを置き、専任教員と専任職員を配置し、指導体制を整備している。

令和4年度卒業生で就職した者の内、医療専門職に就いた者は、理学療法学科89.7%、柔道整復学科92.7%、鍼灸学科80.0%となっており、鍼灸学科については、例年に比べ低い水準となった。これは国家試験不合格者の割合が例年よりも高い水準となったことで、次年度の国家試験受験を目指す者、一時的な仕事に就いた者が増加したことが原因であると考えられる。国家試験合格者についてはいずれの学科でも関連分野への就職をしている者がほとんどであることから、本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿ったキャリア教育が行われて、就職の結果につながっていることがうかがえる。

2-3 の改善・向上方策(将来計画)

現在、保健医療学部のキャリア開発センターでは、センター長のほか事務職員1人が業務に携わっている。今後は、新たに設置した和歌山保健医療学部と連携した求人開拓やキャリア指導について検討する。

また、「大学ホームページ」には、就職及び資格に関するページは開設されているがキャリア開発センター独自のホームページが開設されていないため、今後新たに開設し、就職支援情報、病院等の医療機関、介護施設、鍼灸治療院、整骨院、一般企業等の求職情報の提供を促進するよう、準備を進めている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生が安全かつ安心して学修に専念し、豊かで充実した学生生活を送ることができるように、教務委員会、学生委員会、附属図書館運営委員会等が単独で、または連携して支援施策を企画立案し、実行に移している。また、内容によっては、教授会の議を経て実施している。

学生に対しては、事務職員と各学科教員が協働してオリエンテーションを実施し、単位の修得状況の確認と履修指導を行っている。

履修方法等については、オリエンテーション時に徹底した説明を行うとともに、学生全員に学生便覧を配布し、円滑な学生生活ができるよう努めている。当該学生便覧には、①学年暦や「学則」「教務規程」など学生生活に必要な規程、②学内施設の位置、③学内施設の利用方法、④学生証や各種証明書に関する諸事項に関する事項、⑤通学に関する諸事項、⑥喫煙、飲酒、薬物使用、健康管理に関する諸事項、⑦奨学金や学生保険、⑧課外活動等について説明し、学生生活が円滑に進むよう工夫している。

学生の課外活動への支援は、宝塚医療大学学友会(以下、「学友会」という。)と学生委員会との合議によって行われている。学生の自治活動を定めた「宝塚医療大学学友会会則」と「同内規」により運営・サポートを行っている。

現在、課外活動団体として認定されている団体は、以下の表のとおり宝塚キャンパスで9団体、和歌山キャンパスで11団体である。

令和 5 (2023) 年度 学友会認定団体一覧 (宝塚キャンパス)

1	硬式野球部	2	サッカー部	3	柔道部
4	軟式野球部	5	スポーツトレーナー 育成部	6	リハ工学と内燃機関の研究会
7	Python-programing 研 究会	8	東洋医学研究会	9	車椅子バスケットボール

1～3 は指定強化クラブ

令和 5 (2023) 年度 学友会認定団体一覧 (和歌山キャンパス)

1	バスケットボール部	2	軽音サークル	3	バレーボールサークル
4	フットサルサークル	5	ダンスサークル	6	女子バスケットボールサークル
7	photoクリエイトサークル	8	ソフトテニスサークル	9	ボードゲームサークル
10	バドミントンサークル	11	剣道サークル		

課外活動団体として認定された団体には、学生が組織する学友会から、活動に要する費用を活動実績等に基づいて勘案し、学生委員会で協議の上、活動支援金として交付されている。また、秋季に実施される学園祭（令和2（2020）年度、3（2021）年度は開催せず。）については、学友会に宝塚医療大学学園祭実行委員会がその都度設置され、当季の実施内容等の企画立案が行われる。当該課外活動に関する事務は学務課が所掌している。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談に関する支援体制は、健康管理室を設け常勤の看護師を配置し、対応に当たっている。また、学内にカウンセリング室を設け、専門の資格を有する者を配置し、学生の相談に対応する体制を整えている。

学生の健康管理は、学校保健法に基づき、毎年全学生を対象として健康診断を実施している。未受診の学生に対しては、別途医療機関で受診させその結果を提出させている。学生のケガ・感染症の罹患、実習先での事故に対応するため、本学では在学生全員が日本看護学校協議会共済会の「Will 傷害保険」に加入している。

この他、臨床実習を学外の医療機関等で実施するため、理学療法学科及び柔道整復学科の2年生並びに鍼灸学科の1年生に対して、ツベルクリン反応、HBs（B型肝炎ウイルス）抗体検査、流行性ウイルス検査（風疹、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎）に対する抗体検査を実施している。

禁煙に関しては、宝塚キャンパス、東京キャンパスにおいては敷地内に喫煙場所を設置している。和歌山キャンパス、大阪豊崎キャンパスはいずれも、全面禁煙としている。

2-4 の改善・向上方策（将来計画）

健康管理室については、学生の体調不良やケガに対応するため、平成 28（2016）年度より看護師の資格を持つ職員を配置している。

メンタルヘルスを担当するカウンセラーについては、宝塚キャンパスでは専門の資格を有するカウンセラー（非常勤）を2名配置し、和歌山保健医療学部では、同様に非常勤の有資格者1名を配置し、学生からの相談業務を行っている。

学生の課外活動について、コロナ禍後の状況を注視しながら積極的な活動が行えるよう、継続して支援を行う。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

令和5（2023）年5月1日現在の本学の校地校舎等の状況は次表のとおりである。

校地等	区 分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎敷地面積	—	23027.04 m ²	0 m ²	0 m ²	23027.04 m ²
運動場用地	—	18912.12 m ²	0 m ²	0 m ²	18912.12 m ²	
校地面積計	m ²	41939.16 m ²	0 m ²	0 m ²	41939.16 m ²	
その他	—	12548.36 m ²	0 m ²	0 m ²	12548.36 m ²	
校舎等	区 分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎面積計	m ²	25174.56 m ²	0 m ²	0 m ²	25174.56 m ²
教員研究室等	学部・研究科等の名称	室 数				
	宝塚キャンパス教室等施設	26 室				
	和歌山(中之島)キャンパス教室等施設	18 室				
	和歌山(西庄)キャンパス教室等施設	20 室				
教室等施設	区 分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	宝塚キャンパス教室等施設	9 室	4 室	18 室	1 室	0 室
	和歌山(中之島)キャンパス教室等施設	12 室	0 室	12 室	1 室	0 室
	和歌山(西庄)キャンパス教室等施設	4 室	0 室	4 室	1 室	0 室

保健医療学部が使用する宝塚キャンパスについては、大学設置基準の条件を十分に満たしており、開設後大きな変更は行っていないが、令和3年度は屋内体育施設にエアコンを設置したり、学内Wi-Fiの回線の更新を行うなど、適宜改善に努めている。

令和2（2020）年度に、和歌山保健医療学部設置に当たり、和歌山キャンパスを整備した。和歌山キャンパスにおいても、大学設置基準に定める面積基準を満たした上で、居心地の良いキャンパスとなるよう、配慮している。

令和3（2021）年度は、和歌山保健医療学部看護学科を設置することに伴い、研究室棟を建設するとともに、設置計画に基づき看護学科の教育研究用機器備品の購入及び設置を行った。

令和4（2022）年度には、保健医療学部口腔保健学科設置に伴い、教育研究用機器備品の購入及び設置を行った。令和5（2023）年度は、大阪中津キャンパスの改修工事を行い、教育研究用機器備品の整備を行う計画である。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

教育に関連する附属図書館を除く附属施設として、宝塚キャンパス内に柔道整復学科、鍼灸学科の臨床実習施設の機能を兼ねた附属治療院を設置している。その概要は次のとおりである。（新型コロナウイルスの感染拡大により、適宜時間短縮等の対策を行っている。）

附属施設の概要

名称	面積（m ² ）	開館時間等	主な用途
附属治療院	327.53	9：00～12：00 14：00～17：30	柔道整復学科・鍼灸学科の臨床実習に使用



附属治療院では、近隣の住民等を対象として、柔道整復治療と鍼灸治療を提供しており、地域社会の医療福祉に貢献している。

治療院のスタッフは、柔道整復学科、鍼灸学科に所属する該当資格を有する専任教員が担

当している。また、受付にはパートタイマーを配置している。

学生の見学、実習の実施等に関する同意を得た上で実習を行っている。

地域における医療の提供と共に、教育附属施設として、また学生が将来の職業についてのイメージを明確に持つことが出来るためのパイロットケースとしての機能を果たしている。

令和4（2022）年度は、柔道整復及び鍼灸における電子カルテの試験的導入を行い、今後一層推進すると考えられるDXの推進に対応するための取組を行った。

附属図書館は、宝塚キャンパス、和歌山キャンパスにそれぞれ設置されており、計画的に一般教育図書、基礎医学分野図書、専門分野図書の増冊を図るとともに学術雑誌の整備に努めている。附属図書館には、学生が自由に検索等を行うことができる OPAC（Online Public Access Catalog）対応のコンピューターが宝塚キャンパスで13台、和歌山キャンパスで10台整備されている。

宝塚キャンパスの附属図書館宝塚本館は、562㎡、閲覧席80席、和歌山キャンパスの附属図書館和歌山分館は、168.6㎡、閲覧席63席を整備している。また、令和4（2022）年4月からは、宮古島市において、新学部の設置に先立ち、附属図書館宮古島分館を開設した。令和5（2023）年3月現在で、大学全体で56,080冊の図書を所蔵している。

附属図書館は、これまで学生、教職員だけではなく、近隣の住民等にも開放し、館内での書籍等の閲覧を可能としていたが、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、閉館措置、開館時間の短縮及び地域住民への開放の自粛などの対応を行わざるを得ない状況であったため、開館時間については大きく減少したが令和4年度からは学生からの開館時間延長の要望もあり、開館時間を従来時間に戻した。附属図書館和歌山分館においては、リハビリテーション学科及び看護学科の設置計画に基づき、適宜図書及び雑誌の購入を行い、資料の充実を図っている。

宮古島分館においては、その設置の経緯及び趣旨を勘案し、設置時から継続して地域住民の利用に供しており、令和5（2023）年度は安全に配慮しながら、ハロウィンパーティーや、英語教室を実施し、地域への貢献事業を実施した。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、兵庫県宝塚市と和歌山県和歌山市の2箇所にキャンパスを設置している。

いずれのキャンパスも、法令及び自治体等が定める規程に従ってバリアフリー化を図っている。

具体的には、車椅子対応の駐車場、バリアフリートイレ、点字による表示、誘導ブロックの設置、階段等の手すり、スロープまたはエレベーターの設置などである。

いずれの校舎も、車椅子や身体障害があっても必要な教室等にアクセス出来るよう、配慮されている。

一方で、看護学科が使用している和歌山市の西庄キャンパスはエレベーターが設置されておらず、バリアフリー化は十分ではない。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学教育課程に示す授業科目のうち、大多数の授業科目は、各学科単位による授業を実施している。

保健医療学部では、一般教育の英語、情報処理及び体育実技については、授業効果を高めるため、40人以下のクラス編成を行っている。また、理学療法学科及び柔道整復学科の実技科目については、原則として2人の専任教員が指導に当たることとし、鍼灸学科の実技科目については、養成施設指定規則に基づいた30人以下のクラス編成を行い、きめ細かな指導ができる体制により充実した授業を展開している。

和歌山保健医療学部では、一般教育の英語、情報処理及び体育実技については、授業効果を高めるため、40人以下のクラス編成を行っている。実技授業についても同様に1クラス40人以下でのクラス編成を行っている。

多人数授業は、学生の勉学への意欲を低下させるとともに、習熟度の格差を生じさせかね

ない。本学においては、特に実技授業については、少人数での授業が実施されており、クラス編成は適切であると考えられる。

一部外部講師による講義については、合同で実施している科目があるため、教育効果を確認し、教務委員会に必要な教員配置について確認している。

2-5 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の整備に当たっては、学生委員会、附属図書館運営委員会等で随時検討し、学生の要望をも踏まえた改革に努めることとしている。

中期計画に基づいた事業計画に沿って、計画的な施設の整備、改善を行う。また、学生の憩いのスペースや厚生施設の充実に努める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、図書館内に「意見 BOX」を設置し、学生の意見をくみ取るための体制を取っている。さらに、担任及びメンター教員や学務課職員を通じて学生の要望を受けるとしている。

また、学生委員会及び学長企画調整会議等で学修環境の改善に関する検討を行い、令和3（2021）年度には、宝塚キャンパスにおいて、屋内体育施設へのエアコンを設置、学内Wi-Fi環境の改善のための回線工事を行った。また、学生からの要望が多かったスクールバスの増便について、令和3（2023）年度から実施できるよう、準備を進めた。

本学における学生の学修面、進路、生活面における指導・相談については、担任及びメンター教員、学生委員会、キャリア開発センター、学務課等が中心となって対応している。具体的には、次に示すとおりである。

1) 学修支援体制

学修支援については、各学科、各学年の担任及びメンター教員、学務課職員が常に学生個々の出席状況、履修状況を把握し、出席状況や単位未修得などに問題のある学生についての情報を共有し、学生に対する学修支援を行っている。

2) 進路支援体制

進路支援については、キャリア開発センター、キャリア開発センター運営委員会及び学務課が連携し、学生のキャリア形成、就職活動、ボランティア及び社会貢献活動等の支援を正課外教育として行っている。特に、キャリア形成に関しては、初年次から4年次まで計画的に教育を行っている。

現在、キャリア開発センターには、センター長と職員がキャリア教育に関する業務に従事しており、キャリア開発センター運営委員会の委員が同センターで待機して、就職、進学に対して相談、助言を行っている。

3) 課外活動支援体制

課外活動は、部・サークル活動、ボランティア活動、学園祭などである。学友会の組織、運営に関しては、先に述べた「学友会会則」と「同内規」の定めのとおりであり、各活動や事業の運営・実行に当たっては、学生と教職員が協働で取り組んでいる。

4) 宝塚医療大学に関する在学生・卒業生アンケートの実施とその反映

2年次生及び卒業生に対して、アンケートを実施し、授業やカリキュラムに関すること、学生生活や課外活動に関すること、就職活動に関すること、本学の満足度等について意見を求めている。アンケートの結果は報告書にまとめ、自己点検・評価委員会において確認し、改善が求められる事項については、関係する各委員会及び学長企画調整会議において対応を協議し、対応している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学の学生の心身に関する健康相談について、ハラスメントに関しては、「宝塚医療大学ハラスメントの防止等に関する規程」を制定のうえ、同規程第14条に基づき、学長の指名により、宝塚医療大学ハラスメント防止対策委員会（保健医療学部 教員8人、職員2人、和歌山保健医療学部 教員6人、職員2人）を置き、常に対応できる体制を取っている。任期は2年で再任は妨げないこととしている。

メンタルヘルスに関しては、カウンセリングルームを設置し、専門の資格を有する非常勤職員を週4日配置し、学生の相談業務を行っている。

健康管理室は医師免許を持つ専任教員が室長となり、宝塚医療大学健康管理室運営委員会（健康管理室長、各学科長、学長が指名した教員、総務課長、学務課長）において、運営の方針及び計画等について協議し、健康管理室の運営に必要な事項を決定している。また、健康管理室には専任の看護師を配置し、学生の体調不良、健康相談に対応するほか、学内の衛生環境の維持・向上に努めている。

経済的支援として、本学では独自の奨学金制度を導入しており、就学支援を行っている。令和4（2022）年度の各種奨学金の種類及び令和5（2023）年度の支給状況は次表のとおりである。

これらの奨学金は、入学試験において優秀な成績を収めた者、学業成績が優秀な者、遠方からの入学者で下宿を行うもの、指定強化スポーツクラブ活動との両立を目指す者などを対象にしており、幅広く学生の就学を支援している。

1. 宝塚医療大学特別奨学生（単位：名）

学科・専攻	人数	備考
理学療法学科	1	授業料相当額免除
柔道整復学科	1	
鍼灸学科	1	
リハビリテーション学科・理学療法学専攻	5	
リハビリテーション学科・作業療法学専攻	1	

2. 宝塚医療大学成績優秀者奨学生

学科・専攻	人数	備考
理学療法学科	3	20万円支給
	1	10万円支給
柔道整復学科	2	20万円支給
	3	10万円支給
鍼灸学科	0	20万円支給
	1	10万円支給
リハビリテーション学科・理学療法学専攻	2	10万円支給
リハビリテーション学科・作業療法学専攻	1	20万円支給
	2	10万円支給

3. 宝塚医療大学下宿生支援奨学金

学科・専攻	人数	備考
リハビリテーション学科・理学療法学専攻	3	15万円支給
リハビリテーション学科・作業療法学専攻	3	
看護学科	2	

4. 宝塚医療大学スポーツ特別奨学生

学科・専攻	人数	備考
理学療法学	27	減免額は授業料の2分の1または3分の1
柔道整復学科	48	
鍼灸学科	36	

5. 和歌山保健医療学部紀南地区下宿生支援特別奨学金

学科・専攻	人数	備考
リハビリテーション学科・理学療法学専攻	1	20万円支給
	2	10万円支給
リハビリテーション学科・作業療法学専攻	2	20万円支給
	2	10万円支給
看護学科	2	20万円支給

また、令和元（2019）年度は高等教育の修学支援新制度に関する申請を行い、機関要件を満たしているとして、文部科学省から認定を受けた。これにより、令和 2（2020）年度から、当該制度による学生支援を行っている。

日本学生支援機構による奨学金についても例年採用・継続・返還に関する説明会を行い、周知徹底を図っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

保健医療学部では、毎年卒業生に対してアンケートを実施している。

当該アンケートには本学の設備、教育環境に関する項目があり、以下の項目について質問している。

- ・実験・実習設備はどうでしたか。
- ・附属図書館はどうでしたか。
- ・情報処理関係施設や機器はどうでしたか。
- ・自習室はどうでしたか。
- ・運動設備はどうでしたか。
- ・食堂・売店はどうでしたか。

当該アンケートの結果は、統計処理され、自己点検・評価委員会等で報告され、重要性が高いと考えられる要望等について、対応している。

また、学内には学生が自由に意見を投書することができる「意見 BOX」が、宝塚キャンパスでは附属図書館内に設置されている。「意見BOX」は施錠されており、適宜学友会が開封し、とりまとめの上、事務局に意見を伝達している。伝達された意見は、学生委員会で報告、協議され、その対応をまとめたものを学生掲示板に大学側の回答として掲示している。

また、毎年開催している宝塚医療大学後援会総会では、保護者の方からの意見を聴取しており、保護者の方をとおした学生の率直な意見を聴取する機会としている。合わせて、宝塚医療大学同窓会において、卒業生との交流をとおして本学への意見、要望などについても聴取している。令和4（2022）年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、会場型での開催を見合わせた。

2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生からの意見聴取とその反映については、学生委員会と事務局学務課が中心となり、今後も学生意見のとりまとめを行う。学友会を中心とした学生との対話の機会を増やすと共に、後援会や同窓会との連携を強化し、学生の要望を確認する。

また、健康管理室とカウンセリングルームを中心に、学生の心身の健康の把握、増進に努

めると共に、学生のプライバシーに十分配慮した上で、教職員が協働して学生の健康管理及び居心地の良いキャンパスの維持・向上に努める。

【基準 2 の自己評価】

学生募集は、アドミッション・ポリシーに従い適正な学生募集が行われており、口腔保健学科を除く各学科ではほぼ堅調な募集状況を保っている。

学修支援は、高等教育機関としての大学にとっては根幹となる領域である。入学時から一貫したキャリア指導、学生サービスの環境、適切な学修環境の整備、学生の意見・要望への対応など、学生支援に関する事項については、所掌の委員会と事務局が協働しながら適宜対応している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の建学の理念に基づき、「学部規則」において教育研究上の目的を定めている。

これに基づき、教育の目的を、「豊かな人間性と幅広い教養、高い倫理観とコミュニケーション能力、理論的思考力、研究する旺盛な意識を持った医療専門職の育成を目指す」とし、幅広く深い教養と豊かな人間性を身につけるための教養教育を行うこと、医療専門職として必要不可欠な基礎・臨床医学の知識を修得するための専門基礎教育を行うこと、専門分野についての理解を深めるとともに、医療現場での実践能力を備え、さらに、科学的視点に立った研究の素養を身につけるための教育を行うこととしている。

これらの目的は、前述のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと有機的に関連しており、「大学ホームページ」等を利用して、周知されている。

本学における教育目的と教育課程については、医療系大学に相応しい内容となっている。教育課程の周知については、「学部規則」、学生便覧に明示し、広く公表している。なお、シラバスについては、印刷物を附属図書館に配置するとともに、「大学ホームページ」に公開している。

また、シラバスの記載内容について、第三者による確認を行い、担当教員に対して、記載内容の不足や成績評価方法の明示などについて、一部修正を求めた。

シラバスの内容変更により、学生の学修にどのような影響を与えたか、評価することとしている。

建学の理念、教育目標及び三つのポリシー等、本学の教育研究に関する理念や目標等について、更に分かり易く、在学生が折に触れ確認できるよう、学生便覧や「大学ホームページ」での公開方法に工夫している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位の認定基準を明確にするため、平成30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを制定した。

アセスメント・ポリシーは、大学全体のポリシー、学部のポリシー、科目ごとのポリシーの3種類からなり、具体的な検証方法や科目レベルでの具体的な評価基準等について定めている。アセスメント・ポリシーは、GPAの具体的な算出方法と共に、「大学ホームページ」で公開されている。

進級基準、卒業認定基準は学生便覧に明記されており、すべての学生に毎年配布されており、周知は徹底されている。

また、毎年の履修登録時には、各担任及び事務局窓口において進級要件、卒業要件について確認できるようにしている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の教育課程（科目区分、授業科目の名称、配当年次、単位数、授業形態及び履修要件の内容、進級等）については「学部規則」、学生便覧に明記している。単位認定、卒業要件については、「学則」、学生便覧に明記するとともに、履修指導時のほか随時学生の質問に対応している。

本学の授業形態は、講義は15時間、演習は15時間から30時間、実験・実技は30時間、実習は30時間から45時間の授業をもって1単位と定めている。単位は、これらの授業を履修し定期末試験等に合格すると与えられる。

今後、他大学と協定を締結した場合は、締結した大学での修得単位は、60単位を限度として認定される。また、入学前の既修得単位数は、60単位を限度として認定される。

履修登録単位の上限については、「学部規則」に年間を通して48単位以内と定められている。

進級については、各学科単位で定めており、その内容については、学内掲示を行うとともに、ポータルサイトにもアップして周知している。進級要件については、教務委員会において継続的に確認、見直しが行われ、保健医療学部では令和3（2021）年度から、新たな進級要件に改めた。和歌山保健医療学部では、完成年度以降に適宜見直しを行う予定である。

また、各学科の一部の科目については、先修条件が定められており、学生便覧に明記されている。

卒業判定については、「学則」、「学部規則」の定めに基づき、卒業に必要な単位数を取得した者に対して、教授会の議を経て判定を行っている。

成績判定の基準は、シラバスに明記されており、成績判定の基準を変更する場合は、あらかじめ教務委員会の了解を得ることとしており、学生に示された成績判定基準が適切に運用されるよう、配慮している。

3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準はいずれも適切に策定され、周知されている。中期計画に基づき、教育課程の見直しを行う際に、三つのポリシーと連動しながら改善を加え、学生便覧及び「大学ホームページ」等での情報の公開、周知を徹底する。

今後、中期計画に基づき、三つのポリシーの評価、見直しを実施するとともに、学修ポートフォリオの導入など、学修成果の客観的な評価を学生自身が主体的に行える方法を模索する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の建学の理念に基づき、「学部規則」において教育研究上の目的を定めている。

これに基づき、教育の目標を、「豊かな人間性と幅広い教養、高い倫理観とコミュニケーション能力、理論的思考力、研究する旺盛な意識を持った医療専門職の育成を目指す」とし、幅広く深い教養と豊かな人間性を身につけるための教養教育を行うこと、医療専門職として必要不可欠な基礎・臨床医学の知識を修得するための専門基礎教育を行うこと、専門分野についての理解を深めるとともに、医療現場での実践能力を備え、さらに、科学的視点に立った研究の素養を身につけるための教育を行うこととしている。

建学の理念及び教育の目的に基づき、カリキュラム・ポリシーを策定しており、カリキュラム・ポリシーは「大学ホームページ」で公開されている。また、学生に対しては、学生便覧に記載されており、周知されている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のディプロマ・ポリシーは、学部全体のポリシーと各学科のポリシーからなり、それぞれ具体的目標が示されている。

一方カリキュラム・ポリシーは、学部全体のポリシーと各学科のポリシーで構成されており、具体的な授業科目の例を示しながらどの学年にどのような授業科目を学び、どのような能力を獲得するのかを明確に示している。

カリキュラム・ポリシーにはディプロマ・ポリシーで示した目標をキーワードとして用いており、どの学年のどのような授業科目がディプロマ・ポリシーに対応しているかを示している。

これらのことから、本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を保っていると考えられる。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、医療専門職として必要とする幅広い知識と深い洞察力を培い、高い創造力や問題解決能力を涵養するとともに、知的教養人としての使命の自覚を促し、ますます複雑化していく社会の中で適正な批判力と判断力をもって行動し得る知性と能力を育むため、「学部共通科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」を学科ごと・学年ごとに基礎分野から専門分野へと段

階的に卒業に必要な知識や技術を習得するよう編成している。

卒業に必要な合計単位数は、保健医療学部の理学療法学科 129 単位、柔道整復学科 127 単位、鍼灸学科 126 単位、口腔保健学科で124単位と学科の専門領域によって異なっている。

和歌山保健医療学部リハビリテーション学科では、理学療法学専攻と作業療法学専攻の2 専攻をもち、いずれも 129 単位を卒業要件とし、看護学科では124単位としている。

また、卒業に必要な履修単位も各学科により「学部共通科目」、「専門基礎科目」から履修する授業科目により、履修単位数が異なっている。

教育課程の変更に当たっては、教務委員会において変更案を作成及び検討し、「教授会」の意見を聴取した上で、申請等の手続きを行うこととしている。

教務委員会は、教員及び学務課職員からなり、教職が協働して教育課程の体系的編成に努めている。

教育課程の変更に当たっては、各学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直しを含め、教育課程全体を再確認し、配当年次及び授業科目の名称等を見直しを行っている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学においては、教育目的に掲げている「生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を持ち、高い創造力や問題解決能力を有するための基礎学力を確保する」ための教養教育として幅広い教科内容を提供しており充実した内容となっている。

具体的には、学部共通科目を大きく「一般教育科目」、「外国語科目」、「情報処理」、「スポーツ・健康科学」、「総合教育科目」に区分し、「一般教育科目」は、さらに「人文」、「社会」、「自然」の3分野に区分され、授業科目を配当している。

学部共通科目は、主に1年次に配当されているが、4年次まで幅広く履修できるよう配当年次の工夫がなされている。それぞれの主な内容は次の表のとおりである。

学部共通科目の主な内容

科目区分	主な内容
一般教育科目	「人文」、「社会」、「自然」のそれぞれの科学分野で、歴史や異文化への理解、我が国の法制度、自然科学の基礎について、幅広い知識を養う。
外国語科目	全ての科目を演習科目として開講し、外国語に親しむとともに、社会で求められる基礎的な外国語能力を養う。
情報処理	全ての科目を演習科目として開講し、現代社会において必須となっているコンピューターを利用した情報処理能力を養う。
スポーツ・健康科学	講義及び実技科目をバランス良く配置し、生涯を通してスポーツに親しみ、自らの健康を管理する能力を養う。
総合教育科目	「コミュニケーション演習」、「基礎ゼミナール」等、将来医療専門職として社会に求められる教養、大学での学びへの導入科目をとおして基礎的な学ぶ能力を養う。

これらの科目は、教育目的に沿って配置されており、専門基礎科目、専門科目と連なるものとして、学科毎に修得単位数が定められている。

教養教育の実施のための体制として、常置委員会である教務委員会内に教養教育の専門部会を設置し検討している。当該部会は、主に教養教育を担当している教員及び教務事務担当の事務職員によって構成されており、授業科目の内容、実施方法、将来における教育課程の改善等について協議している。部会における協議の結果は、教務委員会で報告され、専門基礎科目、専門科目担当教員を交え、検討される。その後、必要に応じて学長企画調整会議及び教授会において審議、決定される体制となっている。

本学における教養教育は、大学の初期段階での教育であり、専門基礎科目や専門科目に引き続く重要な教育として位置づけ、基礎学力、人格形成教育として充実した内容を提供し、専門教育との連携が取れた体制により実施している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、医療系専門職を養成するために必要とする基礎科目として、学部共通科目に「コミュニケーション演習」及び「医療倫理」を設け、基礎能力の育成に努めている。また、「研究法演習」を設け、高い創造性、理論的思考力、問題発見・解決の能力を培うこととしている。また、大学における学修の集大成として、「研究法演習（卒業研究）」を開設している。また、初年次教育を行うための「基礎ゼミナール」を1年次に開設している。

これらの授業科目は、カリキュラム・ポリシーに基づき編成されており、本学のディプロマ・ポリシーとも整合している。

本学における教授方法の工夫・開発の具体的な内容について、以下に示すとおりである。

1) 授業評価とリフレクションペーパーの提出

本学では、原則として学期の最終講義の際に、学生による授業評価アンケートを実施している。

授業評価アンケートの集計結果は、当該科目と全科目の平均が容易に比較できるよう、グラフで表示するなどの工夫を行っている。

また、平成 27 (2015) 年度から、全ての専任教員に対して、授業評価アンケートの結果を基に、リフレクションペーパーの提出を求めている。

令和2 (2020) 年度、令和3 (2021) 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン授業を実施したことに伴い、授業評価アンケートの項目にオンライン授業に関する項目を追加した。また、実施方法をこれまでのマークシートを利用した方法ではなく、Webアンケート方式を導入し、大学に登校しなくても授業評価アンケートが実施出来るよう、変更した。

授業評価アンケート及びリフレクションペーパーの質問事項は、以下のとおりである。

授業評価アンケート質問項目

1	所属学科・学年・性別
2	担当授業科目名・担当教員名
3	シラバスの内容は、授業を受けたり履修科目を選んだりする際に役に立ちましたか。
4	授業内容は、シラバスで示された主題や目的に沿っていたと思いますか。
5	各回の授業内容の分量は適切であったと思いますか。
6	授業内容は、難易度が適切で、難解な内容も丁寧に説明されていたと思いますか。
7	授業に対する教員の熱意や工夫が感じられましたか。
8	教員の言葉は全体として明瞭で聞き取りやすかったですか。
9	学生へ質問したり、学生の意見を聞いたりしていたと思いますか。
10	教員は学生の受講態度をきちんと注意していたと思いますか。
11	あなたは、この授業の予習・復習に、平均して1週間にどのくらいの時間を費やしましたか。
12	受け身ではなく、自分で考えながら受講しましたか。
13	この授業で関連する分野に興味が持てましたか。
14	この授業は総合的に満足しましたか。
15	この授業を受けて良かった点を記入下さい。
16	この授業を受けて改善した方がよい点をご記入下さい。
17	その他、意見・要望等ありましたら自由にご記入下さい。

オンライン授業に関する質問項目

1	オンライン授業の1回あたりの授業の長さは適当でしたか
2	通常の授業に比べて、授業の内容は理解しやすかったですか
3	オンライン授業で、教員に質問や意見ができましたか
4	オンライン授業の課題の量は適切でしたか

5	オンライン授業を今後継続して受講したいと思いますか
6	オンライン授業について、自由に記載してください

リフレクションペーパー質問項目

1	氏名・所属学科
2	担当授業科目名
3	授業を行うに当たって工夫した点
4	授業を行ってみて良かったと思う点
5	授業を行ってみて改善を要すると思う点
6	授業アンケートの結果を、今後どのように授業に反映するか

授業評価アンケートの結果は、統計的に処理され、とりまとめた上、「大学ホームページ」で公開されている。

2) 単位の実質化についての取り組み（キャップ制導入）

本学では開設当初から、キャップ制を導入し、1年間に履修登録できる単位の上限を「学部規則」第7条において、年間を通じて43単位（教職免許関係科目、再履修科目は除く）と定めていた。

平成28（2016）年度から新カリキュラムの実施に当たり、キャップ制の上限単位数について、現行の単位数では選択科目の履修に影響があるため、教務委員会において半期24単位、年間48単位を上限とすることに変更し、新たに制定した「教務規程」において定めている。

和歌山保健医療学部リハビリテーション学科においても、同様にキャップ制を設けており、半期24単位、年間48単位を上限とすることとしている。

3) 単位の実質化についての取り組み（GPA（Grade Point Average）制度導入）

平成27（2015）年度に、教務委員会においてGPA制度の導入を検討し、平成28（2016）年度から同制度を導入している。具体的な内容については、学生便覧に記載し周知している。

和歌山保健医療学部では、開設当初から、保健医療学部と同様に設定している。

4) 進級要件の修正及び告知

進級要件については、学生に周知するため、学生便覧に記載している。

5) 国家試験対策

各学科における国家試験対策は、年間を通じてスケジュールが組まれており、計画的に実施されている。

国家試験の結果を受け、今後、本学卒業生で国家試験合格に達しなかった学生に対し、特別に対策を行うこととし、併設の専門学校と協力し、卒後教育を継続して行う体制として「宝塚塾」を整備した。

通常の状態試験対策としては、柔道整復学科及び鍼灸学科においては、姉妹校と連携した合同模擬試験及び外部業者による模擬試験を実施し、試験結果の分析・評価を行い学生にフィードバックしている。

理学療法学科においても、外部業者による模擬試験を実施するとともに、4年生前期の「総合臨床実習」終了時から、本格的な国家試験対策講義を実施している。

令和4（2022）年度は、柔道整復学科において希望者を対象とした国家試験対策を目的とした合宿を実施した。集中して国家試験対策を行う事で学習効果が高まり、参加者からの評価も高く、参加者全員が国家試験に合格したことから、継続して実施を検討する。

6) 資格取得指導

理学療法士、柔道整復師、はり師及びきゅう師の国家試験受験資格のほか、高等学校教諭一種免許、アスレチックトレーナーの資格申請については、教職員が協働して対処している。

アスレチックトレーナー認定コースについては、新入生対象のオリエンテーションにおいて、認定に必要な授業科目等について説明を行うとともに、掲示板で履修科目について周知している。

また、令和元（2019）年度入学生からは、中学校教諭1種免許及び高等学校教諭1種免許状（いずれも保健体育）の教員免許が取得できるよう、提携大学の通信教育制度を利用して、科目等履修生として必要な単位を取得することで、従来本学では高等学校教諭1種免許状のみ取得できたところから、免許の取得範囲の拡大をおこなった。

当該制度は、1年次の成績、教員との面談を経て選考を行うため、1年次の早い段階でオリエンテーションを実施し、周知を行っている。

3-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の理念、教育目標及び三つのポリシーを踏まえ、継続的な改善を実施する。特に学部共通科目については、新たに学修支援センターを設置し、当該センターが中心となって改善案について検討する予定であり、入学年度から一貫した社会人基礎力の獲得を目指した指導を行う。

平成 28（2016）年度から導入している GPA 制度や、シラバスの記載内容の追加については、今後その効果を検証しながら、更に改善を加える。

また、国家試験の合格率を高めることに視点を置きつつ、より効果的に知識・技術が習得できるよう、継続的に検証し、改善に努めている。

令和元（2019）年度に策定した中期計画に基づき、計画的な改善を行う。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果の評価に関する評価指標としては、本学の定めるアセスメント・ポリシーの「具体的な検証方法」において以下のとおり示している。

	入学前・入学直後	在学中 (単位認定・進級判定)	卒業時(卒業後)
	アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかの検証	カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
大学全体レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容 面接、志願理由書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPA ・ 修得単位数 ・ 課外活動状況 ・ 退学・除籍率 ・ 休学率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業予定者アンケート ・ 卒業生へのアンケート調査 ・ 学位授与数 ・ 就職率 ・ 離職率
学部レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容 面接、志願理由書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPA ・ 修得単位数 ・ 学修行動調査 ・ 課外活動状況 ・ 資格取得者 ・ 退学・除籍率 ・ 休学率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業時満足度調査 ・ 卒業生へのアンケート調査 ・ 学位授与数 ・ 国家試験合格率 ・ 就職率

科目レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学前課題 ・ 補充授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価 ・ 学外実習評価 ・ 授業評価アンケート ・ 学修履歴（ポートフォリオ） 	
-------	---	--	--

上記のとおり三つのポリシーに基づき点検・評価することが定められている。

また、教育活動の点検・評価を PDCA サイクルに当てはめると、次のとおり展開する。

- ・ **Plan**（計画）：三つのポリシーに基づき、教育課程、シラバス、時間割等の学年暦が作成される。
- ・ **Do**（実行）：計画に基づきオリエンテーション、授業、各種学生支援が実施される。
- ・ **Check**（検証）：学習成果の測定はシラバスの成績評価基準に基づき試験等が実施され、教務システムに記憶される。各種アンケートを通して授業等の評価が実施され、課題の発見・分析に努める。
- ・ **ACT**（改善）：発見された課題に対し、解決策の策定やFSD 研修をとおした教職員向けの研修等を行う。

これらの活動をとおして、次年度の **Plan**（計画）の作成につなげる。

学習成果の点検・評価の方法は、アセスメント・ポリシーに基づき各授業科目、学部、全学ごとに定められていることから、これに従って検証することとしており、IR 活動を主に所掌する学長企画室及び各委員会、担当事務によって行われている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学習成果の点検・評価結果のフィードバックについて、学内で実施している授業評価アンケートの結果は、各担当教員に集計結果がフィードバックされる。担当教員は、その結果に基づき、リフレクションペーパーを作成し、事務局に提出することとしている。

提出されたリフレクションペーパーは、「教員業績評価規程」に基づき、「個人業績申告書」、授業評価アンケートと共に、大学担当理事（統括長）、副学長、学科長及び事務局長による書面審査及び面談によって、個人評価を行い、給与等への反映を行う。これにより、教員の教育・研究に関して、客観的なフィードバックを行う。

授業評価アンケートは担当教員にフィードバックされると共に、全体を集約された後、「大学ホームページ」で公開しており、授業評価の全体像をフィードバックしている。

GPAの状況や国家試験の合格率等については、教務委員会、国家試験対策委員会等、各委員会において報告、検討され、今後の改善に活用されている。

3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価は、三つのポリシーに基づきアセスメント・ポリシーでその方針を定め実施するものである。中期計画において継続的に三つのポリシーを見直すこととしており、今後、三つのポリシーの見直しに従ってアセスメント・ポリシーの見直しを行う。

学修成果の客観的な指標である外部試験や資格試験について、本学では導入していないが、今後学科独自の OSCE の作成などをとおしてより定量的に学修成果を測定できる方法について検討する。

令和3（2021）年度から宝塚キャンパスで導入したメンター制の効果の検証及び学修ポートフォリオの導入など教育方法の改善をとおして学修成果の点検・評価をより実質的な者となるよう努める。

[基準 3 の自己評価]

本学は、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国

「国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する。」の建学精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を持ち、高い創造力や問題解決能力を有し、積極的に研究活動に取り組む人材を育成する。この理念のもと、各学科で定められた教育目標を達成すべく三つのポリシーを明確にし、充実した学生生活を送ってもらうために、教育内容、学生支援体制を整えている。

教育環境、学生サービスについても、学生の意見を適宜取り入れながら、改善に努めている。

学修成果の点検・評価結果の三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーに従って行われている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教育に関する本学の意思決定は、学校教育法第 93 条の規定に基づき、学長が決定する。学長が決定するに当たり、大学内の最高審議機関とし「学長企画調整会議」を設置している。学長が掲げる事項について決定を行う際に、教育研究に関する重要な事項について、審議し意見を聴くための機関として、「教授会」を置いている。本学は 2 学部を設置している大学であることから、教授会はそれぞれの学部にて設けている。

教授会は「学則」第 17 条第 2 項の規定に基づき設置され、教授会で審議すべき事項は「教授会規則」第 3 条に規定されている。

同規則第 3 条第 1 項第 3 号に定める教授会の意見を聞く必要があるものとして学長が定めるものは、「教授会規則第 3 条第 1 項第 3 号に規定する重要な事項に係る学長裁定」により規定されている。

これらの規程に基づき本学における意志決定の方法は明確である。また、教学マネジメントにおける学長の裁量が確立されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の最高意志決定機関である「学長企画調整会議」、教育研究に関する重要な事項について、審議し意見を聴くための機関としての「教授会」、多角的な検討と意見の反映を可能にするため、専門事項を審議する各種委員会が配置されている。また、各学科においては、原則として、毎月 1 回学科会議が開催され、教育研究の状況等について協議されている。学科会議での検討内容は、「教授会」において報告されている。

また、大学内では副学長制度を設けて、4人体制で学長をサポートして学内運営を円滑に進めている。副学長は、「宝塚医療大学副学長等役職者選任規程」において、学長の推薦に基づき理事長が選任する。副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、現行の学長の任期の末日を超えることはできないこととしている。学長は、副学長のそれぞれの所掌分野について指示し、副学長は学長の指示に従い業務を行うこととしている。

各学部には、学部長を配置し、学部における教育・研究のとりまとめを行うこととしている。

以上のように、学長、副学長、学部長、学科長といった権限が明確にされ、分散と責任の明確化が図られている。このことから教育・管理運営体制は適切に整備されており、権限の責任の明確化や機動性は確保されていると判断している。宝塚医療大学組織図のとおり学内組織が整備され、教職協働体制が確立されている。トップダウンだけでなくボトムアップ体制も整備されていると判断している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

保健医療学部と和歌山保健医療学部それぞれ事務局と事務室をおき、職員を配置している。宝塚キャンパスには、事務局長の下、学長企画室、総務課、学務課、入試課、財務施設

課の各課が置かれ、それぞれ課長及び課員によって構成されている。各課の役割は、「学校法人平成医療学園事務分掌規程」により明確に示されている。

和歌山キャンパスは、令和2（2020）年度開設であり、事務長以下、職員を配置しており、部課の配置はおこなっていない。

宝塚キャンパスと和歌山キャンパスは相互に連携しながら、Web会議システム等のICT技術を活用した会議の実施など、遺漏のない業務を行うための体制を整えた。

また、職員は、各種委員会の委員として各種会議に参加しており、教職協働をとおして本学の教育の目的の達成に寄与している。

本学園では、学園全体でグループウェアを導入しており、各種規程の公開、稟議・出張申請及び精算、ショートメール、スケジュールなどをグループウェア上で行っている。

これにより、教職員が行う各種稟議の上程や出張管理、スケジュール管理を行うことが出来る環境を整えている。

令和4（2022）年度は、宝塚キャンパスの事務局の事務所掌について見直しを行い、組織規定を現状に即した内容に改正した。

4-1 の改善・向上方策（将来計画）

小規模校ならではの大学の意思決定の仕組みや学長のリーダーシップが発揮できる組織の構築や運営が出来ているが、現状の運営を継続するだけでなく、社会環境の変化、スピードに合わせた意思決定機能の改善・向上が不可欠である。特に和歌山保健医療学部については、学年進行に合わせて事務局体制の強化、充実を行う。

また、「中期計画」に基づき、本学運営に係る重要な事項について、計画及び目標を明確にするとともに、進捗状況を随時確認する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和5年5月1日現在の、本学の教員数は、保健医療学部で教授26人、准教授9人、講師10人、助教6人、助手3名（教授に学長、副学長を含む。）であり、和歌山保健医療学部では、教授5人、准教授6人、講師8人、助教11人、助手3人となっており、「大学設置基準」等に定められた必要専任教員数を満たしている。

また、保健医療学部理学療法学科及び和歌山保健医療学部リハビリテーション学科においては「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、保健医療学部柔道整復学科においては「柔道整復師学校養成施設指定規則」、保健医療学部鍼灸学科においては「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」、保健医療学部口腔保健学科においては「歯科衛生士学校養成所指定規則」に定められた専任教員数を上回っているため、その配置は適切である。

また、専任教員の年齢別教員数は次表のとおりである。

年齢構成表 保健医療学部 (令和5年5月1日現在、単位：名)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
男	1	6	10	5	12	8	42
女	3	2	3	3	1	0	12
合計	4	8	13	8	13	8	54

年齢構成表 和歌山保健医療学部 (令和5年5月1日現在、単位：名)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
男	0	4	10	2	7	2	25
女	1	2	2	8	3	2	18
合計	1	6	12	10	10	4	43

また、専任教員1人あたりの学生数は、保健医療学部で専任教員1人あたり11.3人、和歌山保健医療学部では11.1人となっている。いずれも在学生数に対して十分な教員数を確保していると考えられ、本学の特色である少人数教育の実施の状態を明らかにしている。なお、保健医療学部口腔保健学科においては、令和5（2023）年度が開設年度であり、未就任の教員がいることから、完成年度に向け専任教員1人あたりの学生数は若干の変動が予想される。

本学における専任教員の採用、昇任については、「宝塚医療大学教員選考規程」及び「宝塚医療大学教員選考基準」に従い「教員選考委員会規程」に則り、宝塚医療大学教員選考委員会において候補者を選考し、学長が決定する。

平成 28（2016）年8月に「教員業績評価規程」を制定し、専任教員全員から、「個人業績申告書」の提出を求め、授業評価アンケート等に基づき、大学担当理事（統括長）、副学長、学科長及び事務局長による書面審査及び面談によって、個人評価を行い、給与等への反映を行うこととしている。令和3（2021）年度から、保健医療学部においてはメンター制の導入を受け、評価項目についての見直しを行い、メンターとしての活動内容についても評価の対象とした。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では FD 活動と SD 活動について、教職協働の視点から、それぞれを別の活動として捉えず、全ての教職員が積極的に取り組むべき活動であると考え、「FSD 活動」と呼称している。そのため、当該活動を所掌する委員会として FSD 推進委員会を置いている。

当該委員会では、本学の教育目的に基づいた教育内容、教授方法、評価方法等の改善を図るための見直しを絶えず行うとともに、教職員の資質の向上を図ることを目的とした研修会や外部講師による講演会の実施に努めている。さらに、教員間による公開授業（教職員全員が授業を参観する。）を実施することにより相互研鑽に努めている。

また、研究推進委員会においては、毎年、学科別、個人別の研究内容についての研究発表会を開催し、研究促進の意識の向上を図ることとしている。

4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学における教員の採用・承認等による教員確保は、大学設置基準及び各種養成学校指定（認定）基準に則り適切に行われている。今後は、和歌山保健医療学部においては就任を辞退した教員の後任者を確実に確保する。

また、大学全体での若手採用を推進すると共に、助手の採用を行い将来の核となりうる教員の養成を図る。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

4-2-②で既に述べたように、本学ではFD 活動とSD 活動を一体のものとして「FSD 活動」と呼称し、運営している。

本学が実施しているFSD 活動とは別に、本学が加入する「関西」鍼灸系大学間連携主催 FD 研修会にも内容により参加し、関連校との情報交換や連携を図っている。

事務局では、事務職員の業務に係る資質と能力の向上のためにOJT を中心とする個別の取り組みを行っている。また、階層別・職務内容に応じて、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団が開催する研修会への参加を含め、外部公的機関及び企業等が主催する研修会へ参加することによって、資質、能力向上のために組織的な取り組みを継続している。学内外で開催されるSD セミナー等へも参加して研鑽に励んでいる。

事務職員の研修体制は整っており、内部研修や外部研修を実施することによりFSDの取組についても問題はなく、職員の資質・能力向上の機会を提供し、職員は業務に対するモチベーションを高め、自らのスキルアップにつながっている。

4-3 の改善・向上方策（将来計画）

社会の経済基盤や産業構造は変容しつつあり、私学を取り巻く環境は一層厳しくなっている。このような時代のニーズに対応した教育研究活動を進める上では、高度な知識・能力や対応力を有する人材の養成が不可欠である。また、教員と事務職員が教職協働でこれらに対処しなければならない。教員は自らの専門領域以外の知識や業務遂行能力が求められ、職員は教育者としての視点が求められる。両者ともにより一層研鑽しなければならない。本学が未永く発展していくためには、教職員がその持てる力を十分に発揮できるよう、人事計画や適切な組織編制を考慮した継続的な対応をしなければならない。

学長のリーダーシップの下、中期計画に基づき、今後も資質・能力向上のための取組として FSD 活動を組織的に継続していく。

今後の課題としては、更に機能性を確保するために、事務組織の業務の見直し、適材適所への人材の再配置や補充、事務組織の再編成等を検討する。将来的にはジョブローテーションも視野に入れたスペシャリストの養成に努める。

和歌山保健医療学部においては、新規採用した職員に対し、初任者向けの研修の実施などを検討する。また、新学部、新学科等の設置計画に伴い、新たに教職員を採用することを含め、計画的な人材の確保とスキルアップを図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の個人研究費は、研修旅行費を含み教授は60万円、准教授は40万円、講師、助教は30万円、助手は20万円としている。このうち、各教員の個人研究費の20%を学長裁量経費として、学内での共同研究を公募、選定し、研究推進に役立てている。（看護学科においては就任初年次の教員を除く。）

研究環境の整備は、平成28（2016）年度から学長裁量経費（共同研究費）を設け、学科毎の研究組織の編成を行い、充実を図っている。また、中期計画に基づき研究機器備品の計画的な整備を実施している。

柔道整復学分野及び鍼灸学分野の研究については、エビデンスの構築に係わる学術研究の推進に努めることとしており、法人全体で超音波検査機器を企業との共同開発を行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

宝塚医療大学では、研究費の適正な使用等に関する規定として、「学術研究に係る行動規範」、「公的研究費の適正使用のための取組指針」を定め、教職員に周知している。

これらの規範、指針に基づき「研究費等管理規則」、「公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規定」、「公的研究費不正使用に関する通報処理規程」、「科学研究費助成事業経理事務取扱規程」、「研究費等不正調査取扱細則」、「公益通洞に関する規則」といった諸規定を整備している。

研究に関する機器等の購入に当たっては、事務局で検収し、発注者に連絡することとしており、発注者と研修者が必ず異なるよう留意するなど、研究費の適正な使用について徹底している。

また、科学研究費補助金の申請等に関する説明会を開催した際には、適正な使用についても研修している。

研究倫理については、「研究倫理委員会」、「遺伝子組換え実験安全委員会」、「動物実験委員会」の各委員会において、所掌の研究分野に関する適切性について、研究者からの申請に基づき、協議し指導を行っている。

「研究倫理委員会」研究倫理に関する学内審査を行うと共に、外部講師を招いての研究倫理に関する講習会を開催するなど、研究倫理への意識向上に関する事業も実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、教員の研究を支援するため、各年度の予算に基づき、個人研究費、学長裁量経費などにより、研究の支援を行っている。これらの他、学科等からの要望に応じて、予算配分を行い機器の整備などを適宜行っている。なお、口腔保健学科においては、設置計画に基づき、研究環境の整備を段階的に実施する。

和歌山保健医療学部では、開設に伴い和歌山県立医科大学と寄附講座の開設について協定を結び、リハビリテーション領域に関する教育研究に関する寄附講座を設置した。これにより和歌山県立医科大学と連携した研究活動が可能となるよう、体制を整備し、当該講座に係る費用については、大学が負担している。和歌山保健医療学部においては、寄附講座を始め、研究環境の整備について、リハビリテーション学科、看護学科とも完成年度までは設置計画に基づき着実な整備を行う。

4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備については、教員研究費について維持すると共に、適宜中期計画及び年度予算に基づき更新、整備していく。特に保健医療学部口腔保健学科及び和歌山保健医療学部については、完成年度までは設置計画に基づく整備を行う。

今後、若手教員が学位の取得支援や学外の研究施設、企業との共同研究などが活発化するよう、これらに関する支援の方策を検討する。

【基準 4 の自己評価】

教職員は大学設置基準、養成校指定（認定）規則等に則り適正に配置されている。

また、FD活動、SD活動については、FSD活動として計画的に実施されており、出席状況も良好である。

研究支援については、個人研究費や学長裁量経費による支援が行われている。また、個人研究費や公的資金については不正防止対策が十分なされている。

今後も高等教育機関としてふさわしい研究支援と適正な管理を行っている。和歌山保健医療学部については、完成年度まで計画的な整備が必要である。

基準 5. 経営・管理と財務5-1. 経営の規律と誠実性

「本学」の設置者である学校法人平成医療学園は、「寄附行為」第 3 条において「教育基本法」及び「学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有徳の人材を育成することを目的とする」と定めている。これに基づき、本学は「学則」第 1 条に定めた目的を達成するために、高等教育機関として社会的に求められる組織倫理と経営の規律を維持する規程を適切に整備している。大学諸規程については、教職員がグループウェアを活用して自由に閲覧することが可能となっている。

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学には大学担当理事としての統括長及び監事の内 1 人が常勤しており、必要に応じて、学長企画調整会議、教授会などの各種会議に出席している。

統括長は、大学の使命・目的や建学の精神に則った大学運営を行うため、理事会、評議員会に意見を伝達すると共に、学園の方針を大学の教育の現場で伝達する役割を果たしている。

常勤監事は、学内での決裁書類を確認したり、教職員からの意見を聴取したりするなど、教学面、管理運営面の双方において幅広く経営の規律と誠実性について確認し、問題があると判断した場合は、学長及び理事長に意見を述べることとしている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「寄附行為」に規定された最高意思決定機関として理事会及びその諮問機関として評議員会を設置し、理事会のもとに管理運営に必要な機関として法人本部に総務課、経理課を置いて目的達成のための運営体制を整えている。これらの管理組織は、教育組織及び大学事務局と連携して、中期計画に基づき、毎年度「事業計画」を策定し、成果について「事業報告

書」を作成して、着実に遂行することを目指している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、学生及び教職員が安全で快適な教育研究環境の中で安心して学修でき、教職員自身も安全・安心な職場環境で勤務できるよう、学内の教育研究環境の整備に取り組んでいる。

また、各種のハラスメント行為防止や公益通報者の保護等の人権への配慮や個人情報の保護について規程等で定めている。

節電対策、AED (Automated External Defibrillator) の設置、ハラスメント防止、個人情報の保護等については、学内体制を整えて取り組んでいる。

平成28 (2016) 年度からは、教職員を対象とした「ストレスチェック」を実施し、教職員のメンタルヘルスについて配慮している。

平成28 (2016) 年度に「危機管理マニュアル」を制定し、想定される様々な危機にあらかじめ備えるとともに、危機が発生した際の対応に備えている。また、校舎内各所には避難経路図を掲示し、災害時の避難経路について、学生及び教職員に分かりやすく示している。

5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、今後とも公共性の高い学校法人としての社会的使命を果たすべく、経営の規律を保持しているが、少子化が進む中、高等教育機関としての役割は変化を遂げなければならず、今後はより一層社会ニーズを迅速に捉え、対応していく。

「建学の精神」や「教育理念」等の不変的要素と、時代の変化や社会ニーズに対応していかなければならない可変的要素を十分に認識し、使命・目的の達成に向け、学長がリーダーシップを発揮できる体制を強化する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

「私立学校法」が定める最高意思決定機関である理事会では、「寄附行為」に基づき、重要事項である予算、決算、寄附行為の変更及び諸規程の制定・改廃等について審議・決定を行っている。

理事定数は「寄附行為」により10人以上15人以内と定められており、現在の理事総数は12人である。選任区分は、第1号理事が「この法人が設置する大学の学長」、第2号理事が「この法人が設置する専門学校の校長のうちから理事会において選任した者」、第3号理事が「評議員のうちから評議員会において選任した者」、第4号理事が「学識経験者のうちから理事会において選任した者」となっており、各選任区分において欠員はなく、適正に選任されている。

監事定数は「寄附行為」により2人以上4人以内と定められており、常勤監事1人と弁護士の資格を持つ非常勤監事1人の2人で構成し、適正に選任されている。理事会には大学の学長を含む教員2人が理事として出席し、意思決定に参画しており、大学・法人本部を通じた共通の理解と認識の下に学園の運営がなされている。

また、「学校法人平成医療学園常任理事会規程」において、常任理事会の設置について規定している。常任理事会は、理事長、常務理事、理事会で選任された理事をもって構成することとしており、学園の日常業務のほか、理事会から付託された事項について審議・決定することにより、理事会機能の円滑化と業務執行の迅速化を図っている。常任理事会には、大学の学長を含む教員2人を構成員として選任している。

本学園における意思決定は、「寄附行為」に基づき、適切に行われている。また、理事会への理事及び監事の出席率は非常に良好であり、適切な意思決定が行われている。

また、常任理事会を設置し、意思決定の円滑化と業務執行の迅速化を図っている。

5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学園の理事は、教職員や評議員からだけでなく、柔道整復・鍼灸業界の関係者など学識

経験者で構成されており、今後も幅広い意見を聴く体制づくりを継続していく。また、常任理事会を開催し、機動的な運営を行い、今後もこれを継続し、学園の運営に生かしていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学園の理事会には、本学学長及び教員（大学担当理事）2人及び非常勤教員1人が理事として理事会に出席しており、法人と大学間のコミュニケーションは円滑に行われている。また、常任理事会にも学長及び教員（大学担当理事）2人が出席しており、迅速な意思決定に寄与している。

学内では、学長を補佐するための副学長制度が整備されており、学長企画調整会議、教授会等をとおして大学各部門とのコミュニケーションは円滑に行われている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園では、法人のガバナンス維持のための体制として「寄附行為」第22条に基づき評議員会が置かれ、理事長の諮問に不応するため、第24条に諮問事項が定められている予算（「事業計画」等）、決算（「事業報告書」等）、寄附行為の変更、その他、この法人の業務に関する重要事項等について「寄附行為」の定めにより審議を行うことにより、理事会運営のチェック機能を適切に担保している。評議員会には、本学の専任教員から2人が選任されており、理事会運営のチェックに参画している。

評議員定数は、「寄附行為」第22条により23人以上31人以内と定められており、選任区分は、第1号評議員は「この法人の職員のうちから評議員会において選任した者5人」、第2号評議員は「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のものうちから理事会において選任した者5人」、第3号評議員は「学識経験者のうちから理事会において選任した者13人以上」と定めている。評議員の任期は2年となっている。議長は、評議員のうちから評議員会において選任される。

また、学園のガバナンス維持のために「寄附行為」第6条に基づき監事を2人選任している。職務については、「寄附行為」第8条及び「学校法人監事監査規程」に定められており、主に法人業務及び財産状況について意見を述べ、それを監査する役割を担う。

本学園の評議員会には、学長及び本学教員2人が出席しており、理事会審議事項等についてあらかじめ意見を述べる体制が整っている。

また、「評議員」の評議員会への出席率も良好であり、理事会の諮問機関としての機能を果たしていると考えられる。

学園監事は、「学校法人監事監査規程」に基づき監査を行っている。理事会及び評議員会への出席率も良好であり、理事会運営の監視機能が適切に働いている。

また、2人の監事の内、1人は常勤監事として、原則として毎日出勤し、業務の執行状況、財産状況について監査し、理事長に監査報告を行っている。

5-3 の改善・向上方策（将来計画）

小規模大学の利点を生かして、今後とも経営と教学のコミュニケーションを図り、迅速な意思決定と組織の継続性、質の向上に努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、平成28（2016）年に「中期計画」を策定した。令和元（2019）年度には、さらに中期計画を改め、理事会、評議員会の承認を得た。立案された中期計画の実施に必要な環境・条件を整え、計画に沿った事業を執行している。

令和4（2022）年には保健医療学部口腔保健学科及び和歌山保健医療学部看護学科設置の教育研究用機器備品の整備等による支出、新規教員の採用などによる支出があり、今後設置計画に基づく誠実な学校運営を行った。留学生別科では、新たに大阪難波キャンパスの設置を行う

ための改修工事等を実施した。また、令和5（2023）年3月には観光学部の設置認可申請を文部科学省に提出しており、設置認可を受けた場合は、設置計画に基づく整備の実施を行う。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和2（2020）年度に、和歌山保健医療学部リハビリテーション学科、令和4（2022）年度に和歌山保健医療学部看護学科、令和5（2023）年度に保健医療学部口腔保健学科を設置したことにより、経費が増加する上、完成年度までは経常費補助金の対象とならないことから、収支のバランスは悪くなった。

その中で、確実に学生確保に努めた結果、保健医療学部及び和歌山保健医療学部では入学定員をほぼ充足しており、安定的な運営に向かっている。また、新型コロナウイルスの流行による入国制限に伴い、別科の入学生確保に苦慮していたが、徐々に回復傾向にある。今後一層学生納付金の確実な収受、外部資金の確保に努める。

5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した経営基盤の構築には、学生生徒等納付金収入の確保が重要であり、現在入学定員を確保している保健医療学部では現状を維持すると共に、初年度大きく入学定員を下回った口腔保健学科については、着実な入学生確保に努める。和歌山保健医療学部においても、確実な入学生確保を行い、学生生徒等納付金の増加を図る。

また、外部資金として私立大学等経常費補助金の獲得に努めるとともに、改革総合支援事業等に積極的に申請を行い、補助金を有効に活用した教育環境の向上・改善を行う。

さらに、計画に基づき、教職員の効率的な業務の配分により人件費の上昇を抑えるとともに、教育環境の整備を進め、教育研究経費の適正な充実を図る。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準と本学園の経理規程等に従って、会計処理を適正に実施し、財務計算に関する書類を作成している。会計処理上の判断が困難なものは、本学園の会計監査を担当する監査法人の公認会計士等に随時相談し、指導を受けて対応している。

各種計算書類の作成は、全ての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成し、財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示するよう努めている。

会計処理は、学校法人会計基準や本学園の経理規程等に従って、適正に実施されている。法人本部には会計システムが導入されており、大学及び併設校においても同様のシステムが導入されており、効率的かつ正確な会計処理を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づく監査法人による監査及び「私立学校法」第37条第3項に基づく監事による監査が実施され、共に適正と認めるとの評価を得ている。また、内部監査室を設置し、監査法人又は監事による監査の補完を行っている。

監査法人による監査は、年間計画に基づき、ほぼ毎回常勤監事も同席し適正に実施されている。総勘定元帳をはじめ、各種経理関係証憑書類等の資料を点検・監査し、理事長にヒアリングを行った後、「監査報告書」が提出されている。

監事による監査は、年間監査計画に従って実施され、理事長に報告されている。監事は、理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務執行が適正に行われているかを監査している。

なお、毎年度の決算終了後、2名の監事による監査を受け、理事会及び評議員会に監査報告書が提出されている。

会計監査は、監事による監査及び監査法人による監査が適正に実施されており、理事会、評議員会に報告されている。

監事による監査報告書は「大学ホームページ」において「事業報告書」と共に公開されて

いる。

また、内部監査室を設置し、監査法人、監事の三様監査体制が有機的に実施されるよう体制整備を行っている。

5-5 の改善・向上方策（将来計画）

健全な財政状況の持続のため、慎重かつ綿密な事業計画に基づいた予算編成に努め、予算執行状況を詳細に分析し以後の予算編成に反映させる。

現在の監査方法を継続するとともに、内部監査の回数の増加を計画している。

〔基準 5 の自己評価〕

本学では、学園及び大学において諸規程を整備し、学長ガバナンス向上の取り組みを行うための体制を整備するとともに、情報等の公開を行うなど、適切に管理運営を行っている。

理事会、評議員会及び監事による監査については「寄附行為」に基づき適正に運営、実施されており、内部監査室の設置など更に改善に努めている。

業務執行に係る事務組織体制は、能力向上の取り組みを積極的に行っており、十分に機能している。

財政・会計については、適切な会計処理が行われている。今後も収支のバランスを保ち、安定した財務基盤形成に努める。また、大学の使命・目的及び教育目標を達成するために、学園全体の中長期計画に基づき、適切な運営を行う。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、開学時から FSD 推進委員会が中心となって、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート内容を集計・分析し、自主的・自律的に教育に係わる自己点検・評価を行っている。アンケート集計結果の報告書は、平成24（2012）年度より作成している。

また、宝塚医療大学研究推進委員会及び宝塚医療大学紀要委員会において、教員個々の研究実績を調査分析し、本学の設置の趣旨に基づいた研究水準の向上に努めている。

本学は、「学則」第2条第1項の規定において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。

本学の自己点検・評価に関しては「自己点検・評価委員会」が中心となって実施する体制を取っている。

FSD 推進委員会及び自己点検・評価委員会は、副学長、学部長、各学科長、事務局長及びその他学長が必要と認めた者により構成されており、本学の教学の担当者と事務局の主要メンバーが委員として参加し、委員会の所掌に対して責任を持って対応している。

6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証の組織体制は、「学則」及び関連する委員会規程の規定に基づき適切に整備され、機能している。

また、内部質保証や IR については、学長企画室が中心となって所掌しており、本学の最高意志決定機関である学長企画調整会議において報告、協議が適切に行われている。

今後も、内部質保証の体制を維持すると共に、明確な責任体制を以て対応する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となり学長企画調整会議、事務局等と連携を図り対応している。

具体的には、大学の組織、管理運営、教育・研究等に関する「事業計画」及び「事業報告書」

の作成は、学長企画調整会議と事務局が連携し定期的に作成しており、また、「宝塚医療大学紀要」の刊行に当たっては、紀要委員会が中心となり事務局と連携し、各学科の研究活動、委員会活動及び社会貢献活動等について自己点検を行い、毎年1回定期的に発行している。

大学は、常に自己点検・評価を繰り返し、改善・改革を積極的に推し進め、教育・研究の水準及び質の維持向上を継続させなければならないことから、「中期計画」に基づき、自己点検・評価を実施する体制を整備した。

自己点検・評価の結果は、「大学ホームページ」に掲載され、共有されている。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施するために、本学における教育・研究、社会活動、各種委員会の活動等の実績データを把握し、定期的に分析し改善・改革に努めている。

本学では、平成28(2016)年度にIR等を所掌する学長企画室を設置し、今後の自己点検・評価に活用するデータの収集等を行っている。学長企画室には、室長及び専任職員を配置し、情報収集・調査・分析を行っている。

透明性の高い自己点検・評価を実施するためには、客観的なデータの収集が必要である。データの収集のためには、現在実施している授業評価アンケート、「宝塚医療大学に関する在学生アンケート」、「宝塚医療大学に関する卒業生アンケート」を継続的に実施し、経年的な分析を行う必要がある。

本学は、平成28(2016)年度に学長企画室を整備した。小規模大学であることの利点を活かし、財務・施設課、学務課、入試課の関係各課と連携を密にしながら、データを蓄積し、分析を行っている。

現状把握のための調査・データの収集と分析については、事務局が中心となって行っている。今後は、平成28(2016)年度から設置された学長企画室がデータ収集及び分析を担っているが、小規模大学である本学において、全てのデータ収集・分析を行うための人員を学長企画室に配置することは困難であるため、事務局各課及び各種委員会等と協働し、的確な情報管理に努めている。

6-2 の改善・向上方策(将来計画)

学長企画室が中心となり各課及び各委員会と連携を強化し、より長期的で一貫した調査及びデータの収集を行う。

また、各種アンケートや学生の成績などを横断的に分析し、三つのポリシーに沿った教育効果等について検証を進める。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、年度毎の「事業計画」に基づいた教育研究等を行い、「事業報告書」をもとに1年間の評価・点検が行われ、改善点などを次年度の「事業計画」に反映している。

開学から平成26(2014)年度までは、大学設置計画に基づく教育研究の実施及び文部科学省のアフターケアへの対応が実質的な PDCA サイクルを担っていた。

平成27(2015)年度から、「自己点検報告書」を作成し、「大学ホームページ」で公開している。自己点検・評価の結果は、逐次学長企画調整会議に報告され、改善方法等について協議されている。

PDCA サイクルの仕組みは、各種委員会、宝塚医療大学保健医療学部教授会、学長企画調整会議がそれぞれの所掌に基づき整理されている。

「中期計画」に基づき、大学全体のビジョンとして教職員の理解を得た上で、これに基づく進捗の確認、評価を行い、学長のリーダーシップの下、PDCA サイクルを強固なものとし、自己点検・評価の実質化を図っている。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休校措置、授業形態の変更など、当初

計画にはない対応をおこなった。学生及び教職員の安全を確保しながら教育の継続した提供を心がけた。

6-3 の改善・向上方策（将来計画）

「中期計画」に定める各事業について、毎年進捗を確認し、PDCA サイクルを効果的に機能させる。なお、中長期計画を実施するに当たっては、学長の強いリーダーシップが求められるため、学長のガバナンス機能の強化及び IR 機能の構築として、平成 28（2016）年度に学長企画室を設置している。

【基準 6 の自己評価】

本学の内部質保証については、適切な組織体制が置かれ、各種委員会や学長企画室において客観的な調査、データの収集、分析が行われている。

アンケート結果や自己点検・評価の結果、機関別認証評価の結果については、「大学ホームページ」で公開されており、学内でも共有されている。

これらの調査、点検の結果を受け、学長のガバナンス強化や PDCA サイクルの強化を図っている。